

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは地域の身近な福祉保健の拠点として、地域包括ケアシステム推進の中心的な役割を担いながら、誰もが安心して暮らせる地域づくり、地域と地域住民の一人ひとりとのつながりを支援します。高齢者のみならず障がい者支援、子育て支援に関わっていきます。また、自治連合会、町内会、地域の団体、介護事業所、行政等と連携し、地域の中で孤立を防ぎ、支援が必要な人の情報を共有していきます。いつまでも慣れ親しんだまちで暮らし続けられるように、地域で見守りが行えるようセーフティネットを構築していきます。横浜型地域包括ケアシステムを深化・推進する視点を持ち、介護事業所の専門職によるサービスと地域の支えあい、両輪を支える為に次の事に取り組みます。

高齢者への取組み

住民同士の「顔の見える関係」を基盤に、公的サービスでは届かない日常の困りごとに柔軟に対応し、多職種・多機関が連携して地域全体で高齢者のフレイルや孤立を防ぐ体制を構築します。誰もが健やかに暮らせる地域づくりを推進します。

(1) 介護予防・健康づくりと社会参加の促進

①自治会館等での体操や座談会を通じ、住民同士の「顔の見える関係」を築き、孤立と介護を予防します。具体的には、運動・口腔（オーラルフレイル）・低栄養の防止・社会参加につながる活動を地域住民と一緒に企画運営を行い、フレイル予防を推進していきます。

②「元気づくりステーション」等の活動をサポートし、交流や役割を実感できる社会参加の場を創出します。また、高齢者の居場所づくりを継続して支援していきます。

③ボランティアの育成のため、「よこはまシニアボランティアポイント」を活用し、新たな活動の担い手を増やします。現在も中学生ボランティアが、多世代交流サロンの運営メンバーになり、柔軟な発想により企画運営に参加しています。こうした学生や幅広い世代のボランティアが参加できる機会を鶴見区社会福祉協議会と協同し、創出していきます。



下二カフェ(フレイル講座)



豊岡もみじの会(大人カレー)

(2)生活支援と困りごとへの対応

①インフォーマルサービスとして介護保険外のニーズ（電球交換や草むしり、掃除等の小さな困りごと）に応えるボランティア団体「ちょこっとお助け隊」を実施してまいります。継続的に社会資源として開催できるように新たな世代のボランティアの担い手を募集し、団体を拡大させていきます。

②多世代・多面的な課題に対応できる総合相談の体制を整え、個々の困りごとの解決に繋がります。各職員が研修や事例検討会などに参加し、専門性を高め、様々なケースに対し柔軟に対応できる力を養います。



(3)地域連携による見守りネットワークの構築

①民生委員・児童委員、行政、医療・介護機関、警察・消防、商店等と連携し、地域全体で高齢者を見守るネットワークを強化し、孤立を防ぎます。

②地域や自分たちで知りえた情報をもとに、支援が必要な人に情報を届け、一人ひとりがその人らしく過ごせるよう支援してまいります。また、住民の声を反映したサロン活動や自主事業を企画し、楽しみや生きがいを創出します。

障がい者支援への取組み

近隣施設や専門機関と密につながり、障がいを持つ方が社会の一員として活動できる場を広げ、全世代を対象とした包括的な支援と多角的な連携による地域共生の構築を目指します。

(1)関係機関との連携強化と社会参加の促進

①多問題ケースへの対応として、ケースカンファレンスへの参加や障がい者支援者との会議（自立支援協議会）への参加を通して、事業所間でも顔の見える関係性を構築して、連携体制を強化していきます。

②清掃活動やイベント出展（ケアプラザ祭り）を通じて、障がいを持つ方が地域で役割を持ち、社会参加できる場を創出します。

(2)ライフステージに応じた包括的支援

①全年齢対象を対象として、安全に楽しめる場の提供や自主企画を関連機関と実施します。「障がい福祉サービスの65歳問題（介護保険への移行）」や「精神障がい相談」に注力します。

②生活支援センターや横浜市東部ユースプラザ、基幹相談支援センター等と連携し、地域での交流や活動の企画や実施を共に推進します。

子育て支援への取り組み

地域で子どもを育み、誰もが活躍できる環境づくりを目指し、以下の3点を中心に推進します。

(1) 多世代交流ができる環境整備

地域連携による多世代交流と支援 自治会・学校・保育園等と連携し、子育て世代や学齢期の子どもを対象とした事業を展開します。多世代が交流できる場を整え、地域のつながりを強化します。

(2) 「子育て・子育て」の環境整備

社会環境の変化や体験格差という課題に対し、子育てサロンやボランティアグループと協力します。身近な場所で相談ができる体制を整え、学びと遊びの機会を提供します。

(3) 次世代の担い手育成

①ボランティア活動の創出を通じて、地域住民が活躍できる場を広げ、将来の地域活動を支える人材を育成します。

②子どもたちが地域で安心して健やかに成長し、多様な体験ができる「つながりのある街、鶴見」をつくります。



(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

【担当地域の特色について】

鶴見中央地区、豊岡地区ともに交通も至便であり、鶴見駅を中心に日常生活に必要な買い物なども徒歩で可能であり、医療機関や行政機関も多く生活しやすい両地区です。鶴見区の高齢化率は21.5%、横浜市内で4番目に低い数字となっています。

鶴見中央地区の特色

鶴見中央地区は、JR 鶴見駅東口側に位置し、ワンルームマンションなどの建設が進み、他の地域からの若い世代や、多国籍の方の転入が多く高齢化率も16.6%と区の平均よりも数値は下回っています。マンションと戸建てが融合する地域ですが、古くから住まわれている方も多く、お祭りや町内会のイベントなど、地域活動も盛んです。他の地区から転入が多い半面、地域活動への参加者の減少や、町内会に属さない方も増えており、地域の担い手の不足と高齢化が進んでいる現状があります。また、オートロックのマンションも多いため、地域や近隣の方との関係性が見えづらいこともあり、住民や地域との関りが少ない方も多い都市型の地域となっています。

豊岡地区の特色

豊岡地区もマンションの建設などにより、若い世代の人口の流入はありますが、高齢化率は20.2%と区の数値を下回っているものの20%を超えています。豊岡地区はJR鶴見駅西口側に位置し、南北へ約600m続く商店街があります。商店街の中には小学校があり、地域行事や下校時の見守り、防犯パトロールなどを通じて多世代が顔の見える関係を築いています。また、古くから住まわれている方もおり、一戸建ての住居が多く、住民同士の横のつながりが強い地域です。鶴見中央・豊岡地区ともお祭りや季節のイベントの地域活動に、古くからの住民の方が積極的に参加しており、地域での見守り活動、町内会や自治連合会としての活動も活発であります。

【地域の課題について】

鶴見中央地区の課題

- ①オートロックマンションが多く、隣人もわからず、引っ越し等の人口流動が多いので、多世代のつながりを感じづらく、孤立しやすい状況にあります。
- ②連合町内会の町内会役員の高齢化、町内会所属率の低下による担い手が不足しています。
- ③繁華街と歓楽街が混在し、防犯上の危機意識を感じているが横のつながりが希薄です。

豊岡地区の課題

- ①線路が間にあること、坂の多い地形が物理的にケアプラザを遠く感じています。
- ②地域活動はあるが、参加者が固定化してきています。
- ③連合町内会の町内会役員の高齢化、町内会所属率の低下による担い手が不足しています。

【将来像について】

鶴見中央地区の将来像について

①多世代が交流できるサロン「鶴見みんなの会」を現状鶴見中央地域ケアプラザで実施しているが、各町内会の会館での実施を目指して、身近に行ける居場所を創出します。社会福祉法人横浜YMCA福祉会が運営する併設の通所介護の送迎車両を活用して、当法人の健康教育事業部の施設でのプールやダンスを使用したプログラムを提供する事で、つながりを創出します。また、ケアプラザと繋がっていないマンションや地域を発掘するために、民生委員の協力を募り、ケアプラザとして出向いていき、広報誌の配付を行い、ケアプラザの活動を周知していきます。

②各町内会で行うカフェ等の活動を後押しして、現在実施していない町内会でもつながりをもてるような居場所作りを行っていきます。また、現状の町内会で開催しているカフェ等の参加してもらい地域住民を増やしていき、顔の見える関係性を強化していき、町内会活動への関心を高めて、加入率への増加に繋げていきます。

また、当法人が運営する国際ビジネス専門学校や国際交流ラウンジの連携を生かして専門学校の外国人学生と、鶴見中央地区に在住している外国人と日本人が交流できる場を行っていきます。すでに国際交流ラウンジのスタッフとともに、ケアマネジャー対象にやさしい日本語を活用した外国人とのコミュニケーションのきっかけとなる講座を開催しています。さらに交流する機会を提供し、外国人のリーダーを発掘します。地域活動につながるようにサポートしていき、多文化共生の鶴見地域づくりに貢献します。

③現状の防犯パトロールを継続していき、地域の行政士業の先生と連携して消費者被害を未然に防止できるネットワーク作りを行っていきます。鶴見警察や地域団体ボランティアと連携して、詐欺被害防止講座を実施しています。ベルロード商店街のどっとこい(毎月最終土曜日)イベントにケアプラザのブース出展をしていき、顔が見える関係性を構築して、防犯意識を高める活動していきます。また、サロンなどの顔が見える関係性を作る事で相談しやすい関係性を作っていきます。

豊岡地区の将来像について

①ケアプラザを遠く感じている地域には、町内会の既存のサロンやマンションの一室を借りて出張講座を行います。具体的にはフレイル予防に関する体操教室や栄養講座を行います。また、同時に出張相談を合わせて実施していきます。その結果地域住民と関係性を強める事で、気軽に相談できる環境を作り出します。

②③現状の高齢者だけではなく、中高年への参加促進を行います。具体的には、お祭りや子ども食堂に子育て世代や中高年の参加を増やしていき、その他にも多世代が参加できるようなイベントや講座を地域で開催します。具体的には、スポーツ等(モルック)を通じた交流を通して、参加したいと思える企画を地域住民とともに考えて、ケアプラザとしてバックアップしていきます。町内会や老人会へのきっかけにしていきたいと思います。その結果、既存の町内会役員と町内会に所属していない地域住民の交流の場となり、顔の見える関係性を強化していき、町内会への関心を高めるように促していきます。まち普請(ヨコハマ市民まち普請事業)での豊岡地区の通りの名前や案内版ができる事をケアプラザも支援し、ケアプラザニュースを活用して周知を広めていきます。

また、併設の通所介護の送迎車両を活用し、買い物支援を行い、さらに企業との携を高めて、地域住民の生活に寄り添ったカフェやイベントの実施を町内会館やフリースペースを活用して実施します。

将来像を実施していくための方法論

上記目標を達成していく為に、以下の手段を用いて、実施していきます。

- ①総合相談から、情報をデータ化して、地域ごとの相談内容の傾向を分析します。
- ②地域行事への参加を通して、変わりゆくニーズをキャッチしていきます。
- ③あいねっと地区別支援チームの情報共有から把握します。
- ④行政から提供していただく統計データ(人口の変化、地区概況シート)を分析把握します。
- ⑤生活支援体制整備事業における「高齢者の生活上のニーズ把握・分析」「協議体」に記載のある手法を用いて把握します。
- ⑥区役所・社協・商店街・地域のボランティア団体・老人クラブ連合会・民生委員児童委員・保健活動推進員・食生活推進員・児童家庭支援センター・小中学校・地区連合町内会・介護サービス事業所・地区社協・保育園・薬局・医療機関・商業施設・銀行・郵便局・企業と広く連携していきます。

連携方法

- ①小中学校に『すぐーる』を活用して、地域活動やケアプラザの活動を周知して、新たな担い手の獲得に努めます。
- ②国際交流ラウンジとの協同により、外国人と日本人が交流する居場所づくりを毎月定期開催していきます。
- ③商店街とは、出張ブースを担当させてもらい、出張講座に参加していきます。
- ④連合町内会は、日頃の地域活動に参加しながら、関係性を強化して、地域住民のニーズを把握し、課題解決に向けて一緒に取り組みます。
- ⑤介護サービス事業所には、昨今増えつつある外国の高齢者の受け皿として、ケアプラザで実施する多文化共生サロンに、双方が参加して、お互いの心理的ハードルを下げる手助けを行います。
- ⑥地域を繋ぐ現場の目として機能している民生委員・児童委員と連携を高めて、介護保険制度や成年後見制度の普及啓発を行い、利用者の早期発見を行います。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域における連携

地域の方と良好な関係を築き、地域ケアプラザもその職員も地域の一員と認めていただけるような関係性構築のために、地域行事にも担い手の一人として関わらせていただけるように努めます。地域行事参加を通して、地域住民が現在どのような事で困っており、どのような社会資源が必要かを調査していきます。その際に既存の社会資源では、解決が難しい場合もあります。その際は、地域ケア会議を実施して、新たな社会資源の必要性を地域住民や企業、商店街を巻き込んで、創出できるような話し合いの機会を持ちます。

また、地域の方の身近な活動場所として地域ケアプラザを活用していただけるように広く周知を行います。具体的には、鶴見小学校、豊岡小学校、鶴見中学校にはケアプラザニュースを『すぐーる』配信を行い、ケアプラザのイベント情報等を周知していきます。また、高齢者のみならず中高生がボランティアとして活躍できる活動の紹介や創出を行い、多世代交流も図っていきます。

行政との連絡

地域福祉を推進するために、あいねっと支援チーム会議を通して地域福祉保健計画策定に取り組みます。行政機関による統計データや地区診断結果に、地域ケアプラザが日々の業務の中で把握したニーズや新たな社会資源などの情報を組み合わせて考えていきます。地域の中からくみ取ったニーズは、定期的な会議を通して区の地区担当と協力し行政と共有します。地域包括支援センターは月1回の区・包括連絡会に加えて、行政の関わりを必要とするケースを把握した場合には速やかに区の地区担当に連絡を行い、連携して介入を行います。横浜市ならびに区政の施策、運営方針を推進するために、地域ケアプラザが行う様々な自主企画事業や出張講座なども広報の場として活用します。

社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会（以下社協）の持つ福祉向上に役立つ多くの機能を活用しながら協力関係を築きます。鶴見区社会福祉協議会（以下区社協）の各担当と顔の見える関係を築き、地域の方が区社協の各事業や制度を有効活用できるように支援します。ボランティアセンターとの連携、障がい児者施設の自主製品案内や移動情報センターによる移動支援の広報協力、区社協の福祉学習機材を使用した自主企画事業を実施するなどの取り組みを行います。災害ボランティアネットワークに積極的にに関わり、区域での災害時対応に連携体制が取れるように取り組みます。

また、総合相談で、金銭管理や経済的な問題に関係する相談を受けた際は、あんしんセンター、生活福祉資金、フードドライブ、サニタリードライブ等につながるように支援します。

専門職団体との連携

(1) 医療系専門職団体との連携

鶴見区在宅医療連携拠点さわやか相談室および区内三師会、鶴見区リハビリテーション連携の会、鶴見区訪問看護ステーション連絡会との日頃からの協力関係推進のため、主催研修会や交流会へ積極的に参加します。特に地域の医療を担う地域ケアプラザ協力医、協力薬局、協力歯科医や担当エリア内の様々な医療機関とは個別のケース対応や地域ケアプラザ運営協議会、地域ケア会議を通じて、地域の支援をともに考えていきます。後述する介護系専門職団体や地域の諸団体との連携、協働ができるよう、区内の他地域ケアプラザとともに取り組みます。

(2) 介護系専門職団体との連携

地域ケアプラザも『鶴見事業者連絡会つばさねっと』会員団体として、多職種にわたる会員とともに、地域の介護サービス・医療サービス・インフォーマルサービスの充実と質の向上を目指して、研修会や交流会、意見交換会の開催などの活動を行っています。鶴見区つばさねっと会員事業者、さらには会員外の関係介護保険事業者、医療系専門職団体、地域の諸団体、行政との協働ができるよう、区内の他の地域ケアプラザとともに懸け橋としての役割を担っていきます。

(3) 権利擁護・後見制度に関連する専門職団体ならびに法人後見を行う方との連携

横浜市内の地域包括支援センターは、横浜市民後見人バンク登録者の方の支援を行う「成年後見人サポートネット」の活動を、区役所、区社協、基幹相談支援センター、各区法律専門職団体窓口の方々とともにを行います。さらにサポートネットをきっかけとして各専門職の方と情報交換する機会をもち、地域ケアプラザ職員の実務能力向上を図ります。成年後見制度利用促進のために一般の方に理解しやすい講座講師をお願いし、自主企画事業を行います。最新の情報や、正しい知識が地域の方々に届くよう開催します。関連専門職団体において、成年後見業務の鶴見区担当となっている方と協働して地域支援を行えるように専門職団体主催の学習会などを通して関係構築を行います。また、特に障がい者の法人後見を行っている親の会につながる法人の担当とも交流する機会を持ちます。

相談支援機能をもつ機関との連携

(1) 鶴見区基幹相談支援センター、鶴見区後見的支援室、生活支援センターとの連携

個別の支援での協働に加え、日頃より自立支援協議会等に参加し、制度改定や実際の運用の情報共有を図ります。また、本人・家族支援を目的とした講座・自主企画事業を企画して、地域での見守りとサポートをテーマにした意見交換の場を設ける、あんしんノート普及などを協働で行います。誰もが安心して参加できるイベントを企画し、また、他のケアプラザで行われているイベント等の情報も共有できるようにします。個別相談をうけた際には、スムーズに連携ができるように日頃から他機関の相談担当者との関係構築を図ります。障がい特性理解、成年後見制度利用をテーマとして自主企画事業を共催できるように企画立案します。

(2) 地域子育て支援拠点(わっくんひろば)、児童家庭支援センター(つるみらい)近隣の保育園、親と子のつどいの広場との連携

子育てに関連する機関とは、地域子育て支援拠点(わっくんひろば)と共に両施設を横断して実施したパパ講座や、児童家庭支援センター(つるみらい)と共に保護者の悩みに寄り添う子育て研究会などを共催により実施してきました。今後も各機関と連携し子育て情報・子どもとの遊び・保護者同士の交流をテーマにした自主企画事業を共催で行う、もしくは後方支援することにより関係性の構築を図っていきます。

(3) 鶴見国際交流ラウンジとの連携

外国にルーツをもち日本語が話せない方との意思疎通に、地域の方が難しさを感じる事や、居宅介護支援事業者が本人の意思確認が難しい場合があります。そのような場合に母国語での相談支援や手続きの通訳依頼などをお願いできる鶴見区国際交流ラウンジの相談担当者と、定期的に意見交換できる場を設けます。

地域ケア会議、地区懇談会にも相談担当者の方が参加して、地域の民生委員の方たちと交流できるように会合の場を企画していきます。つるみみんなの会では国際交流ラウンジのスタッフと協働し、外国籍の方が安心して、楽しく交流の場を展開し、居場所づくりにつながるよう進めていきます。

また、外国ルーツをもつ方の活躍の場づくりとして、多文化共生サロンを国際交流ラウンジと連携しながら立ち上げ、定期開催していきます。

(4) 学校等子どもに関係する機関および学習支援団体との連携

区域内の小学校(鶴見小学校・豊岡小学校)との連携方法として下校時の見守りや総合的な学習の時間にケアプラザ職員が小学校に出向いて行う出張授業や、ケアプラザの自主事業実施時に生徒が研究発表する時間を設けるなど、取り組んでいます。また鶴見中学校とは中学生ボランティアがケアプラザまつりのブース出店をするなど活躍の場を提供していますが、今後はさらに自主事業の運営や地域の活動にも関わりをもつ機会を地域の方々と共に進めてまいります。小中学校とは毎月『すぐる』配信を通して保護者や子ども達に情報の提供を行っており、困った時の相談場所として、また子ども達の居場所としての役割を果たせるように務めていきます。今後はさらに長期休みの余暇活動などを通して、近隣の学童クラブや放課後キッズクラブとの連携を深めていきます。

他のケアプラザとの連携

(1) 生麦地域ケアプラザとの連携

当法人が運営する生麦地域ケアプラザとは、研修や事業を通じてスタッフ間も顔の見える関係作りが出来ており、気軽に相談できる体制を整えています。双方のイベントにおいても意見を出し合う、事業を共同で行うなど、同じ法人の強みを活かし地域に貢献していきます。

(2) 鶴見区内地域ケアプラザとの連携

区内地域ケアプラザの同職種が集まる連絡会に参加し、他の地域ケアプラザで行う自主企画事業の情報、日々の業務で気づいたことを共有し、そこで得た情報を各事業実施の内容充実に活かしていきます。さらに、今後地域ケアプラザが、どのような機能を強化すれば地域の福祉向上に役立つのか、ともに学ぶことで自己研鑽に努め、より質の高い住民サービス提供に努めます。地域ケアプラザ同士が協力して行うイベント、講座、交流会、および自主的に行う研究会など担当者同士が協働で準備を進め実施していけるように努めます。区主催のイベントでは、各地域ケアプラザ担当とともに実施協力を行います。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

社会福祉法人横浜 YMCA 福祉会は、昨年創立 140 周年を迎えた横浜 YMCA を母体とし、人間性が尊ばれ、公正で平和な世界の実現を目指し、地域社会に深く根ざして地域福祉の推進を担うという願いのもと 1998（平成 10）年に法人格を取得しました。当法人は、公益財団法人横浜 YMCA、学校法人横浜 YMCA、特定非営利活動法人 YMCA コミュニティサポートのグループ法人と共に、その使命を以下のように成文化し、明確な目的（＝ミッションステートメント）「横浜 YMCA 私たちの使命」を掲げ、活動しています。

「横浜 YMCA 私たちの使命」

横浜 YMCA に連なる私たちは、イエス・キリストの生き方にもとづき、人間性が尊ばれ、公正で平和な世界の実現を目指し、地域社会に深く根ざしてすべての活動を展開します。

1. 異なった文化、民族、思想、信条を尊重し、共に助け合って生きていく世界を築くことにつとめます。
2. 愛と奉仕の実現のためにボランティア精神をつちかい、人びとに仕え、共に助け合って生きていく世界の実現につとめます。
3. 神によって与えられたすべての自然の生命と人間の生命を大切にし、共生していく世界を築くことにつとめます。
4. 人びとの間に自由、平等、正義が尊重され、差別や貧困のない平和な世界をつくり出すために共に力を合わせて働くことにつとめます。
5. 世界の人びとと積極的に交流し、協力し合い、分かち合い、人間性の尊ばれる地球社会をつくり出していくことにつとめます。

このような使命のもと、横浜市戸塚区における YMCA とつか保育園をスタートに、現在、横浜市内で認可保育園 3 園、幼保連携型認定こども園 4 園、川崎市、大和市にそれぞれ認可保育園 1 園相模原市に幼保連携型認定こども園 1 園の計 10 園を運営、介護保険事業を中心とする拠点は、大和市における大和 YMCA ライフサポートセンター開設をはじめとして 5 拠点、また、戸塚区において障がい者就労支援事業として 2 拠点、法人全体として 17 拠点を運営し、地域福祉の推進に尽力しています。

地域ケアプラザの運営は 2007 年の開設より鶴見中央地域ケアプラザを皮切りに、その実績を生かし 2011 年より生麦地域ケアプラザも指定管理運営を開始、2016 年より東本郷地域ケアプラザの指定管理運営を開始し、地域の方々とともに歩みを進めています。

なお、グループ法人である専門学校グループや健康教育事業部を中心に介護予防や発達障がい児支援、学童クラブなどの放課後児童育成などにも取り組んでいます。これらのノウハウと実績は地域づくり推進に役立てられるものと考えています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算の執行状況について

予算執行に関しては、事業計画に沿い、法人経理規定他関係法令を遵守し適切に実施し安定した運営を行っていきます。

法人税等については、障がい者支援事業部門の製品販売等、指定管理業務である地域ケアプラザ地域交流部門、介護保険の認定調査料、委託介護予防プラン作成代が消費税課税対象にあたり、遅滞なく適切に納付を行っています。

2024（令和6）年度 法人決算収入

（単位千円）

	介護保険事業中心とする 地域福祉事業（高齢者支援）	保育事業	法人全体事業
予 算	518,063	1,775,211	2,375,887
実 算	501,091	1,921,874	2,551,591

法人全体の事業活動による決算支出

（単位千円）

	人件費	事業費	事務費
予 算	1,632,066	275,928	210,338
実 算	1,707,316	292,199	191,719

その他も含めた法人全体の支出 （単位千円）

予 算	2,141,973
実 算	2,208,838

2024（令和6年）法人全体の事業活動資金収支差額（単位千円）

予 算	233,914
実 算	342,752

財政状況について

事業継続の前提となる財政状況の健全性については 2024（令和 6）年度決算においては、事業活動収入は前年度より 0.8%の増収、資金収支上でも重要な経常収支差額のマイナスもありません。流動性比率は 344%と高く、設備資金借入金返済も単年度に 13,326 千円の返済を滞りなく進めており、26 年度に債務返済を終える見込みです。以上のことから財政運営に重要な支障をきたす財務上の兆候はなく事業を支える財務基盤は安定しています。地域ケアプラザ指定管理については、地域福祉事業部（高齢者支援事業部）が担当いたします。予算執行に関しては、事業計画に沿い、法人経理規定他関係法令を遵守し適切に実施し安定した運営を行っていきます。以上のことから財政運営に重要な支障をきたす財務上の兆候はなく事業を支える財務基盤は安定しています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ運営に必要な職員については、横浜市地域ケアプラザ条例他関係法令及び介護保険上の設備及び運営の基準を遵守し、適切な人員配置を行っていきます。

地域の方々の交流拠点、福祉拠点として、誰もが気軽に立ち寄れる身近な場所として地域ケアプラザの運営をしていきます。全ての職員が地域と歩みをともし、地域包括ケア推進のために、全職員が福祉社会形成に向けて取り組み、常に連携した業務を行っていきけるよう、職員配置を行っていきます。

地域ケアプラザの所長

所長は施設の代表者であることから、住民からの声やニーズに耳を傾け、地域課題に対してケアプラザ全体が円滑に業務を遂行できるように、またこれまでの地域との関係などを円滑に実施できるように医療機関または福祉施設で勤務した経験があり、医療または福祉に関係する資格（看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）を有する者。介護経験 10 年以上、また、相談業務の経験が 5 年ある者、法人内の役割として、事業部長、事業副部長などの管理職を配置いたします。

また、町内会などの地域活動、ケアプラザにおける事業では地域食堂をはじめとして多世代に向けて自らが積極的に参加できる職員を選出します。

地域活動交流コーディネーター

地域交流事業は、地域の人と人をつなぎ、地域と協働してネットワークを構築していくという、地域ケアプラザにとって非常に重要な役割を担う部門であることから、小さな子どもから高齢者まで、誰とでも良好な関係を築くことができる、明るくコミュニケーション能力の高い人材を配置します。なお、サブコーディネーターについては、地域の情報に精通しニーズの発掘をすることができるよう、ケアプラザに勤務経験があり、地域に精通した人材を配置します。

地域の声に耳を傾け、地域の困りごと、求められていることを把握でき、新しい発想力や行動力を持つバイタリティのある職員を選出します。

地域包括支援センター

地域包括支援センターの職員は、高齢者や地域、各種専門職関連団体とをつなぎ、ネットワークを形成していく役割を担っていることなどから、コミュニケーション能力に加え、どのような関連団体とでも円滑に連携ができる順応性や保健福祉医療の知識をもち、リーダーシップだけでなくフォロワーシップにも優れた人材を 3 職種に配置し、地域包括支援センター以外の他の職種とも合わせた活動により有効に機能するチームを組むことができるような人材の配置を行います。

生活支援コーディネーター

地域交流事業や地域包括支援センターと同様、高齢者や地域、各種専門職関連団体とをつなぎ、ネットワーク形成や新たな活動の創出などを行う役割を担っていくことなどから、コミュニケーション能力の高い人材を配置します。地域のイベントである祭礼や餅つき、町内会のお手伝いに積極的に参加し、地域づくりに不可欠な顔の見える関係を細やかに築け、加えて高齢者からの相談にも対応できるよう地域包括支援センターでの勤務経験者であり、他の職種とも協働した活動を行えるマネジメント力を発揮でき、チーム力を高められる人材を選出いたします。

居宅介護支援事業

福祉の分野で幅広い経験があり、地域の情報を豊富に持つ介護支援専門員を配置します。また地域ケアプラザが行う居宅介護支援として、併設の地域包括支援センターと連携しながら、利用者らしさが発揮できる環境の整備や傾聴力、就労している家族が、介護離職をしなくて済むような負担軽減策の提案、サービス事業所の強みを引き出し連携を強化していくようなマネジメント力を発揮します。地域包括ケアシステム実現の為に、既存の社会資源だけでなく、地域の企業連携も図りながら、利用者の新たな居場所を創出する為の地域支援にも目を向けていきます。

介護保険にとらわれず、利用者が生きがいや楽しみを見つけ、一人ひとりがその人らしく生活できるように、新たな視点で事業やボランティア活動への参画を提案できるものを選出します。

勤務体制

開館時はいつでも相談が受けられるよう、また窓口対応が円滑に行えるよう職員、非常勤を含め3名以上を配置します。また、防犯対策の一環として、夜間帯は常時2名の職員が常駐できる体制を組み、ケアプラザの運営を行います。

その他

予定されている人員が体調不良や心身の状況により配置できないということが起こった場合には、すみやかに法人内他事業所に勤務する資格保持者や、グループ内法人に勤務している資格保持者の配置により補充を行えるよう準備を行い、安定した人員確保に努めます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

配置される職員それぞれが、地域ケアプラザの機能を理解し、それぞれの持つ力を十分に発揮できるよう、内部研修、外部研修、現場での研修（OJT）を活用し育成します。

- ① 地域ケアプラザ条例をはじめとする関係法令やマニュアルなどの理解を深め、法令遵守の徹底を遂行できるよう職員を育成します。
- ② 全ての職員がそれぞれの役割を自覚し、資質向上を図りながら、自身もまちの一員として意識を持ち、地域の声に耳を傾け、地域から信頼される職員になれるように育成していきます。また個々にだけでなく、職員チーム全体としても資質向上を図ります。
- ③ 法人全体で「安全週間」「人権週間」を定め、研修を実施します。
- ④ 法人のつながりを活かし、海外研修・交流を実施します。
- ⑤ 法人内部でのオンライン研修システムを活用して、職員がいつでも研修を受けられる体制を整えます。

なお、研修の具体的計画の一部は次の通りです。現在当法人で運営している他拠点とも人事交流や合同での研修を行います。また、研修の内容によっては、参加方法はそれぞれの職員の状況に合わせ、会場・オンライン・動画視聴等の選択ができるように設定します。

さらに、他の法人施設とも協働し、全体研修・部会研修等を行い業務に対する共通理解に取り組んでいきます。

また、非常勤職員も含め、積極的に地域活動に参加し、同じ場で同じ経験をすることで培われる顔の見える関係の構築や地域理解を深め、地域の他機関とも協働して業務を遂行できるよう、加えて市民利用施設である地域ケアプラザの運営がスムーズに行えるよう育成をします。

＜2027 年度 内部研修計画＞

	全体	地域ケアプラザ	内容
4 月	入会式 事業部全体研修	地域ケアプラザ理解 個人情報保護	法人の願い、制度理解、法令 遵守
5 月		地域アセスメント	地域の理解、事業運営の理解
6 月	他拠点交換研修① 管理職研修(法人)	感染症予防 BCP 研修(感染症)	感染症に関する理解 BCP 研修(感染症)
7 月	安全研修	安全・事故防止 BCP 研修・訓練(災害) ヒヤリハット作成	安全・事故防止、熱中症対策 BCP 研修・訓練(災害)
8 月	平和を祈る集い 労務研修(法人)	平和について	平和について
9 月	事業部全体研修 労務研修(法人)	介護予防理解 BCP 訓練(感染症)	介護予防について BCP(感染症)
10 月	設立記念日研修 労務研修(法人)	次年度計画作成	次年度計画について
11 月	次年度計画方針研修 他拠点研修② 労務研修(法人)	人権について 福祉避難所訓練	人権について 福祉避難所開設訓練等
12 月	人権研修(法人) 労務研修(法人) クリスマス礼拝	感染症予防 2	インフルエンザ、食中毒の予 防
1 月	新年礼拝	認知症の理解とケア	認知症について
2 月	会員研修会 労務研修(法人) ピンクシャツデー (人権研修)	身体拘束・虐待防止	身体拘束・虐待について
3 月	新職研修	地域包括ケア推進 BCP 訓練(災害)	地域包括ケア推進について BCP(災害)



ピンクシャツデー(世界的いじめ反対運動)

外部研修

地域ケアプラザ所長研修、コーディネーター研修、地域包括支援センター職員向け研修、介護・ケアに関する研修、認知症関連研修、介護保険事業所関連研修、資格更新・資格取得研修等をはじめとした外部研修への参加を行うと共に、専門職においては ICF を活用したケアマネジメント研修、若者の居場所づくりやケアラー支援、障がい者本人が登壇し共に生きる社会づくりを学ぶ研修など、口腔ケアや疾患別研修などの医療従事者向けの研修、高齢者虐待など地域支援の課題解決に必要な内容や、職員個々のスキルアップにつながる応用研修などにも積極的な参加を促し、職員が参加しやすい体制を整えます。

また、法人独自の取り組みとして、職員がいつでも研修ができるオンライン研修システム(法人理解、人権研修、マネジメント研修、法廷研修など)を導入しています。

その他にも安全研修として「防災に関する講義」「事故発生時の対応」「安全マニュアルの改訂」について、通年の担当者を選出し、日頃のから業務上の安全に対する意識を常に高く持てるように確認を行っていきます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

全ての人が地域ケアプラザを気持ちよく利用することができるということを常に考え、安全・清潔・快適な施設運営に取り組みます。

定期的な設備点検

定期的な設備点検を専門業者への委託と職員で実施する毎日の自主点検の2本柱で実施します。職員で行う毎日の自主点検は項目を細かく定めリスト化し、効率よく点検が実施できるようにします。点検で見つかった不具合等は決められた担当者に速やかに報告がなされ、破損や不具合がそのままにならないように対応を行います。専門業者への委託する設備点検は報告書を担当者と所長のダブル体制で確認を行い、必要時は迅速に修繕対応ができるように心がけます。また、毎日閉館時にも最終の施設及び設備点検を行います。遅番職員2人のダブルチェックでその日の破損・不具合の見逃しがないように心がけます。

定期的な清掃における施設の維持保全

毎朝開館前の約20分間は出勤している全職員で清掃を行います。館内・館外に分かれ、清掃を行いながら施設や備品の破損・不具合が生じていないかの確認も行います。館外に関しては、周囲の歩道、道路などにも目を配り、地域ケアプラザに足を運んでくださった方が気持ちよく入館することが出来るように周辺の清掃も行います。また休館日には専門業者へ委託し、館内の専門的(床のワックス掛け、絨毯部分の清掃、窓清掃等)な清掃を行います。

日頃からの安全確保について

ロビーや各部屋に設置されている大型の備品(職員ロッカー、掃除用具ロッカー、チラシラック、倉庫ラック)などは固定を行い、事故の発生や災害による転倒を防止し、怪我の発生や備品の破損が最小限に抑えられるように努めます。2ヶ所あるエレベーターの入り口前の受付にスタッフを配置し、出入りには常に気を配り、不審者の早期発見した場合は職員2名体制で対応を行い、貸館利用者と職員の安全を確保します。

不具合・破損に伴う修繕について

地域ケアプラザの設備に不具合や破損がみられる場合には状況確認を行い職員で対応が可能な場合には迅速に修繕を行います。職員による対応が難しい場合には施設管理責任者に報告し、行政と調整を行いながら修繕を実施していきます。発見された不具合や破損は職員会議などの場で共有を行い、今後の対応について検討していきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

事件事故の防止体制

地域ケアプラザが全ての人にとって、安全で安心できる環境であるように事故防止・緊急時対応について以下のように取り組みを行います。

①地域ケアプラザ館内での事故を防止するために、日常業務の中では常に安全を意識して行動し、些細な異常も見逃さないよう危機予測の視点を持って業務に従事します。異常や変化の情報は速やかに共有し対応することで事故防止に努めます

②法人内の安全人権委員会において、毎年担当者を選出し、一年を通して安全マニュアルを作成・更新し、安全体制の見直しを定期的に行います。毎年7月には第一週目を安全週間と定め全体研修や備蓄備品確認等を行い、全職員が安全に対しての意識を高めています。

③安全週間担当者が中心となり、ひやりハットMAPを作成・更新します。作成にあたっては、職員全員から意見の聞き取りを行い、危険個所の把握に加えて、改善策と対応策も記載します。完成したMAPは事務所内の目につく場所に掲示をすることで、日々職員が安全に対する意識を高めていけるようにします。

④来館者には挨拶など必ず声がけを行い、不審者の侵入を防ぐように努めます。また、施設巡回点検の中にも不審なものはないかなど常に確認を行います。

⑤各部屋には非常口までの案内図を掲示し、非常時には速やかに避難ができるようにします。貸館利用団体には利用報告書に緊急時避難マニュアルを添付し、避難経路の確認を行います。

⑥閉館時は速やかに施錠を行い、防犯に取り組みます。閉館後、各箇所の施錠確認と館内に不審者や不審なものがないかなど、見回りは職員2名でチェックを行います。

⑦鶴見警察署と連携して防犯に対する啓発活動を積極的に行い、地域全体で防犯への意識を高めていけるように努めます。

⑧町内会や地区社協、小中学校等と協働した防災訓練を実施し、防災意識への向上や防災知識の習得に努めます。

⑨積極的に地域の防災訓練や災害ボランティアネットワークに参加することを通して、防災に対する意識を高めるとともに、災害時にも役立つネットワーク作りに努めます。

⑩情報管理については、マニュアルを徹底するとともに内容の検証に努め、漏洩等の防止に努めます。書類の取扱いや施錠にも一層留意し、漏洩等の防止の精度を高めるよう努めます。特に個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、マニュアルの徹底を図り、適正かつ慎重に扱います。

緊急時の対応

①緊急時に備えたマニュアルを随時見直し、緊急招集体制の確認、初期動作、対応方法など BCP マニュアル、事故防止マニュアルなどを活用し、災害時が発生した際に全職員が迅速に行動ができるようにします。

②緊急連絡網の情報を定期的に更新し、夜間・休日などでも迅速に連絡・行動が取れるような体制を取ります。

③法人内の各拠点、近隣施設、近隣の消防署や警察署の連絡先を事務所内の目につく場所に掲示を行い、緊急時に即座に報告、連絡、相談が出来るようにします。

④居宅介護支援・介護予防支援等で定期的に関わる利用者に関しては、初回訪問の際に行う契約時に、利用者に事件、事故があった場合の対応の説明を行い、実際に事件、事故が起こった場合の緊急連絡先の把握をし、速やかに対応が取れる体制を作ります。

急病者への対応

①AED（自動体外式除細動器）を継続設置し、有効に活用できるよう、職員への講習を定期的に行い、使用時には全ての職員が迅速に対応できる体制を取ります。

②急病者が発生した場合、第一次救命措置をとるとともに、救急車の出動要請や家族への連絡など、必要な措置を取ります。また地域や近隣介護事業所などから急病者の発生の相談再を受けた際には、看護職や協力医への相談や救急電話相談等へつなげ対応します。

③対応後は、経過の確認、状況把握を行い、再発防止策を検討、実施していきます。

④全職員が救急講習を受講し、迅速かつ柔軟に対応できる体制を整えます。

感染症予防への取り組み

①職員は日頃より自身の健康管理・維持向上に努めます。適宜手洗い、うがいなどの実施を推奨します。感染対策マニュアルにそって安全衛生管理委員会を組織し、感染症予防に取り組みます。

②調理室に関しては、利用者が衛生管理を積極的に行えるように案内や掲示を行い、専用の掃除用具の貸し出し等も行うことで衛生的な環境維持を心がけます。また、鶴見区の生活衛生課からもアドバイスをいただき、備品や調理室内の衛生環境の向上を図ります。

③貸館利用団体の部屋利用が終わった際には清掃時間を確保し、清潔保持と感染症予防に取り組みます。室内の空気の入替えと、テーブルは使い捨てのアルコールティッシュを使用し、消毒を行っていきます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時に備えた事前準備

(1) 福祉避難所のマニュアルの整備・更新を行います。

(2) 福祉避難所開設訓練を実施します。

(3) 防災備蓄の整備を行います。

①横浜市より整備される発災時応急的に必要と考えられる食料、飲料水、生活必需品等の個数管理や保管状況確認を定期的に行い、発災時に適切に使用できる状態を維持します。

②防災備蓄庫内の配置に関しては、入り口手前に使用期限が近い物を順次配置して期限切れの食品が残らないような工夫をします。また、入り口すぐの壁に備蓄の品名一覧と使用期限と個数を表で掲示し、災害時に誰でも防災備蓄庫内にあるものが把握・確認できるようにします。交換とその方法については、後半のSDGsの項目を参照します。

③緊急時の電源確保のために、定期的にバッテリーが使用できるか、また蓄電量の確認を実施します。その際に、付属のソーラーパネルが使用できるかの確認も行います。

④水に関しては飲料水用以外にも備蓄を行い断水等にも数日間に対応できるようにします。また、寄付された車いすやポータブルトイレやおむつ等は、普段は貸し出しや必要とされる方への配布を行い、発災時には受け入れた要援護者のケアに活用します。備品の管理は定期的に
定期的に行い、いつでも使用できる状態にします。

⑤職員それぞれが常に防災を意識できるよう、ロッカーや引き出しなどに飲料水と食料などを置き、個人備蓄を実施いたします。

(4) 職員の育成

①福祉避難所開設時、受け入れが想定される要援護者とその家族を支援できるよう、基礎的なケア提供の技術研修を当法人内の他の施設との協働で実施します。

②マンション及び社会福祉法人横浜 YMCA 福祉会が運営する併設のデイサービスと協働し、発災を想定した避難訓練を年2回実施し、避難経路や役割分担を確認し、いつでも対応できる状態をつくります。



通所介護、貸館合同避難訓練(通所介護)



通所介護、貸館合同避難訓練(貸館)

福祉避難所の運営方法

職員の参集方法

①配置職員の自宅からの日頃の通勤手段や、発災時徒歩での出勤の場合の経路・所要時間、家族構成等を考慮し、発災時の対応人員や役割分担を行います。

②発災時、職員自身の安全も確保しながら、可能な限り地域ケアプラザへの召集を行い、受け入れる要援護者の人数によっては、不足となる職員人員は鶴見区役所に設置される区本部やボランティアセンターとのやり取りを通じてボランティア人員を確保します。

③当法人の他施設に勤務する徒歩圏内在住の職員への応援依頼や同区内で当法人が運営する地域ケアプラザ職員や介護保険事業所より応援依頼をします。また、日本各地で発生した災害時にボランティア活動を行ってきた法人ネットワーク活用し、人員の確保を行います。

④地域ケアプラザ職員間の連絡方法は、緊急連絡網を作成し個人の携帯電話や自宅固定電話での電話、メール(Gmail、SNS)等を活用します。

⑤福祉避難所情報共有システムを活用します。

福祉避難所運営に備えた地域と連携した訓練

地域の防災訓練では地域防災拠点から福祉避難所への移動・受け入れ訓練を実施します。鶴見区福祉避難所連絡会に参画し、福祉避難所開設の際に想定される課題解決を目指して鶴見区役所や他地域ケアプラザと連携を密にとること、地域の防災拠点会議での情報共有を図り、無線の使い方や実際の避難所開設訓練に参加し対応力を蓄えておきます。また、継続的に会議に参加することで日頃から顔の見える関係性を築いていきます。

イ 災害等に備えるための取組について

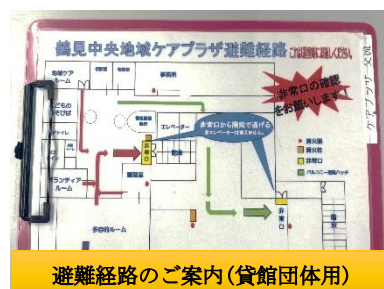
震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

震災への備え

- ①災害時対応マニュアルを整備・更新します。
- ②日頃より大型のロッカーや冷蔵庫、ラックなどの備品は固定を行い、災害時に室内の破損を最小限に抑えられるような工夫を行います。
- ③救出救助のための資材及び機材等の整備に関して、日常的に使用する工具類を活用し、大型の物に関しては地域内に日頃より専門工具を整備している箇所を把握し、必要時に協力依頼できる顔の見える関係を維持していきます。
- ④津波発生が懸念されるような場合は、施設利用者を始め、近隣施設利用者や近隣住民を安全な場所へ誘導できるように避難先や避難ルートの確認を全職員で定期的に情報共有を行います。
- ⑤鶴見消防署、鶴見消防団、鶴見小学校地域防災拠点運営委員会と協働で、子どもから高齢者層への防災対策への取り組み意識の向上と正しい情報の普及啓発を継続的に取り組みます。
- ⑥災害ボランティアネットワークに参画することで防災意識の向上と、災害時のネットワークの構築に努めます。
- ⑧貸館を利用される団体へは、利用時にお渡しするバインダーに避難経路を記載し、発災時に混乱しないよう案内を行っています。



防災炊き出し訓練(鶴見小学校にて)



避難経路のご案内(貸館団体用)

風水害への備え

- ①浸水時避難確保計画を整備・更新します。
- ②風水害に対する防災マニュアルを作成し、毎年職員間で研修時に確認していきます。
- ③施設内にハザードマップの掲示、避難場所の掲示を行い、周知を行います。職員に対してハザードマップや避難場所確認を研修時に行います。
- ④風水害にも備え、タオル類や給水マット、ソーラーパネル式バッテリー、モバイルバッテリー、懐中電灯、ラジオ、携帯ガスコンロなどの備品も準備します。

感染症の発生・まん延への備え

- ①感染症対応マニュアルを整備・更新します。
- ②マスク、手袋、防護服、消毒液、ゴーグル、新聞紙等の必要な衛生備品を備蓄します。
- ③感染症予防に関する研修を、併設しているデイサービスと協働で行います。

施設利用者、職員の安全確保

貸館利用団体の方々には、申込書記入時に当日の団体管理者(代表者)を記入していただき、管理者を通じて利用者人数把握や発災時の避難経路の伝達を確実にします。普段より職員外出の際には行き先と帰館時間を他の職員にもわかるように専用ボードに記載し発災時などの急事態では安否確認をスムーズに行えるよう努めます。

日頃の訓練

地域ケアプラザが入るビル全体での合同避難訓練を定期的実施します。また、消火器やAEDの正しい使用方法を全職員が習得できるようにします。また、地域の防災訓練への参加、災害ボランティアネットワークに参画することで、災害に強いまちづくりの取り組みを進めます。

貸館を利用する団体に対しては、利用時にお渡しするバインダーに避難経路を記載したものを添付して周知を図っています。

また、職員の見守りのもと、定期的に非常階段を解放し使用することで、職員、施設利用者への防災への意識と避難経路、非常階段の場所の周知を図っていきます。

正しい地域情報の集約

つるみ生活・防災マップ、鶴見川洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、津波避難対象区域図など最新の情報を集約し、発災時には正しい情報を発信できるように努め、福祉避難所情報共有システムも活用します。継続的に地域防災拠点会議に参加し、最新の情報収集を行います。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

市民、団体に対しての公正・中立な対応を図るための取り組み

地域ケアプラザは横浜市の指定管理者制度の下、公正・中立性を最優先課題とし、全ての来館者に対して平等で、開かれた対応を徹底します。

①登録団体による施設利用の申し込みは、団体区分に沿った申し込み手順で行うこととし、申し込み開始日時、申し込み手順についてもマニュアルに沿って行い、各利用登録団体に申し込み開始日時、申し込み手順を周知することで公平性を保ちます。

②様々な地域情報を集積し、必要時に配布できるように取り組みます。情報に偏りがないように、または業者からの利益誘導などがないように継続的に見守ります。

③障がいのある方や合理的配慮が必要な方のご利用に際しては、現況の設備を最大限活用し配慮をいたします。

介護保険サービス事業者に対しての公正・中立な対応を図るための取り組み

①利用者から介護サービス利用の相談があった場合、居宅介護支援業務、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務においてサービス提供事業所の紹介を行う際には、『介護情報サービスかながわ』、『ハートページ』、『ミルモブック』、『鶴見区新規ケアプラン受付情報』などを活用し、相談者自身が介護サービス事業者を選択できるように支援します。

②利用者が介護サービスの選択に迷うようなことがあれば、一覧表を基にしつつも、事業所の特徴などについての説明を加え、利用者自身での選択を支援します。

③居宅介護支援事業所の選定支援を行った場合、その情報を統一の記録として残し、公正・中立な支援が継続出来ているか自己点検に活用します。

④利用者が多様なサービスの中から選択が行えるように、フォーマル、インフォーマルサービスの情報収集を常に行い、パンフレット、リーフレットを分かりやすくファイリングして、利用者が自ら情報を得て選択しやすいように努めます。

⑤住民向け講座などの自主企画事業開催にあたっては、特定の団体もしくは事業者の宣伝の場とならないように配慮します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザが地域の中でその役割を果たしていく為には、地域の方からの声をいかにキャッチできるかが重要になると考えます。頂いた地域の方からの声、その一つ一つを真摯に受け止め対応していきたいと考えています。そのために、利用者のニーズ・要望・苦情への対応は、以下のように行っています。

日頃から利用者の声を大切にする

地域ケアプラザには様々な目的で利用者が訪れます。全ての職員が利用者からのご意見、ご要望、苦情等の声に耳を傾け真摯に受け止め、その声を他の職員と共有し、対策や改善策の検討を重ね、実践に繋げていくことで、よりよい地域ケアプラザの運営に活かしていきます。また、ご来館者への挨拶・声掛けを積極的に行い、敷居が低く身近な地域ケアプラザを目指します。

利用者アンケートの実施

年に1回、地域ケアプラザの利用者に対して利用者アンケートを実施します。毎年のアンケート結果より、ケアプラザ全体としては、避難経路のわかりやすい掲示、分野ごとに分けた掲示物とチラシの設置、回覧板や掲示板を活用しての幅広い広報等に取り組み、運営改善につながっています。また、利用者のご意見をもとに新たな事業開発を行いより充実した活動を提供してまいります。多くのアンケートを実施・回収できるように、アンケート用紙の配布の担当者と実施機会を明確にし、その場での回収だけでなく回収箱の設置や回収用封筒などを活用します。アンケートは集計を行い、職員会議を通じて課題と改善策の検討を行い改善に努めます。利用者アンケートの結果等は地域ケアプラザ広報誌に掲載し、わかりやすくグラフ等を用いて館内に掲示し、実際のアンケートと集計をまとめた冊子は来館者が手に取りやすい場所に設置をします。

ご意見箱の設置

館内にご意見箱とご意見用紙を設置します。受付からは投函の様子がわからない場所に設置し、匿名での投函もできるように配慮をします。ご意見箱に投函された事柄に関しては、内容やご意見者の意向によっては直接ご意見者とやり取りを行ったり、ご意見と返答を掲示したりするなどの対応を行います。ご意見への対応・改善策を検討する際には職員会議などを通じて検討・決定を行います。

相談・苦情について

相談、苦情受付に対する役割を以下のように定め、職員全員で速やかに対応していきます。

役割	内容
相談苦情受付対応者	<ul style="list-style-type: none">・相談や苦情を受け付けた全ての職員がこの役割を担います。・相談、苦情の内容（主訴）を明らかにします。・頂いた相談や苦情は総合相談票／苦情受付票に記入し、所長に報告します。・その場で回答できるものについては速やかに回答します。・その場で回答できないものについては後日回答する旨お伝えするとともに、速やかに所長に報告します。
相談苦情責任者（所長）	<ul style="list-style-type: none">・地域ケアプラザの相談、苦情の最終的な責任を負います。・相談苦情の内容を精査し、対応した職員や相談者から事情を聴取した上で、職員会議などで内容を全職員に周知します。・対応の後、すみやかに相談者に回答します。
第三者委員	<ul style="list-style-type: none">・法人として福祉事業総合相談センターを設置、第三者委員を委嘱し対応します。
地域福祉事業部責任者等（事業本部長）	<ul style="list-style-type: none">・相談や苦情の内容によっては、事業部内、法人内で速やかに共有を行い、対応について協議を行います。

①相談・苦情は個人情報に配慮した形で、内容、改善策を掲示し、原則公開していきます。

②相談、苦情対応に関する個人情報は外部に漏洩することがないように十分配慮して取り扱いを行います。

③苦情や意見については、行政に報告するとともに、必要な場合は助言を受け改善します。

④各種相談窓口の案内を書面や館内に掲示にてご案内します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報の保護

個人情報は正に人間の人格そのものと捉え、個人の人権を尊重し、以下のことを行います。

①「個人情報はその方の人格そのものである」との考え方に立ち、「横浜市個人情報の保護に関する条例」等、人権に関する法令や条例を遵守し、個人の人権を守ります。

②横浜市個人情報の保護に関する条例をもとに個人情報保護マニュアルを作成し、個人情報の保護についての考え方、方法、留意点について徹底を図るとともに、必要な場合は速やかにマニュアルの改訂を行い、改訂された場合は速やかに全職員に周知徹底します。

③「横浜市個人情報の保護に関する条例」に関する研修を全職員対象に毎年行い、全職員が個人情報保護について誓約をします。

④居宅介護支援・介護予防支援については、契約締結時に個人情報使用同意書の内容を説明し、同意を得るとともに、個人情報の取り扱いについて十分な配慮を行うことを説明します。

⑤FAX や郵便物の誤送信、誤発送の防止対策として、送信先の番号確認や郵便物の宛先確認や内容物の確認を2人体制で行います。また間違い電話防止対策として、電話番号は市内であっても市外局番から掛けるようにします。個人情報を含む紙面を持ち出す際には持ち出し管理簿に記載を行い2人体制でのチェックを行います。個人情報を含む紙面の取扱い時は、その他の書類と混合することがないように作業する等の工夫を行います。

⑥パソコンは1台ずつにパスワードを設定し職員以外は使用できないようにします。さらに常勤職員は個別にログイン設定を行い、それぞれに取り扱う情報が守られるようにします。パソコン自体もそれぞれのデスクにチェーンロックで固定を行い、パソコン盗難による個人情報漏洩リスクを回避します。

⑦個人の情報が含まれる書類等は施錠できる棚・書庫等で保管を行います。

⑧個人の情報が含まれる書類等を破棄する際は、機密文書リサイクルサービスの利用やシュレッダーをかけ特定できないようにします。

⑨厚生労働省が整備した「ケアプランデータ連携システム」を導入しています。これは国が認めた特定の介護事業所間のみを繋ぐ「専用の暗号化回線」です。送受信されるデータは高度な暗号化により保護されており、外部からの不正アクセスを遮断した極めて安全な環境で運用することで、個人情報を守ります。

情報公開の取り組み

①ケアプラザのロビーの一角に、法人の決算報告書、事業計画、事業報告書、個人情報取り扱いなどについての資料を誰でも自由に閲覧できるようにし、法人の透明性を高めます。

②相談・苦情、「ご意見箱」への意見などは、対応策を併記し、個人が分からないようにした上で原則的にロビーに掲示する等の方法で公開します。

③契約関係書類や団体登録申請書、施設利用の手続き、利用申込書や貸し部屋予約状況等、必要な情報は、電話での対応、窓口での受付、内掲示など様々な手段を講じて積極的に公開します。

④地域ケアプラザの活動（事業の予定や活動の報告など）を掲載した広報誌を毎月作成し、さらにブログ等を活用しながら、日常の活動内容を広く地域に開示していきます。

人権尊重への取り組み

①法人で大切にしている4つの価値＜CARING『おもいやり』HONESTY『誠実さ』RESPCT『尊敬心』RESPONSIBILITY『責任感』＞を、全ての活動の中で実践し、関わる人々と互いに認め合い尊重して過ごすことができるよう取り組みます。

②法人のもつネットワークを活かしながら、地域の方々とともに多世代交流プログラムや異文化理解講座等を実施し、お互いの理解を深めそれぞれを尊重できるように取り組みます。

③成年後見制度の普及啓発など認知症の方や介護が必要な高齢者などが、尊厳を保ち生活していくことができるよう取り組みます。

④子ども達からの声にも耳を傾け、子ども達の人権・尊厳が守られるよう取り組みます。

⑤地域住民だけでなく、広く多方面の方が利用する公的施設として、年代、性別、国籍を問わず、すべての人に公平中立に対応します。

⑥法人全体で「人権研修」や「ピンクシャツデー」の取り組みを行います。2025 年度の人権週間のテーマは「安心安全な職場であり続けるために～ハラスメントの無い明るい職場環境を作るには～」とし、「そんなつもりでなくても相手を傷つけてしまうこともある」ことに気づくことから自分自身が変わるきっかけとなるよう研修会とハラスメントチェック、人権チェックリストを行い、職員間で話し合う場を持ちました。

⑦地域ケアプラザで作成する広報誌や掲示物、ブログ、ホームページ等について、すべての人の立場にたって表記に配慮をします。

⑧横浜市人権施策基本指針をもとに区主催の人権研修に積極的に職員が参加し学びを深めます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ 5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮、温暖化対策、ヨコハマプラ 5. 3（ごみ）取り組み

すべての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らす為に、次世代に豊かな環境を引き継ぐことが重要であると考えます。私たちは地域の方々と一緒に環境を守る取り組みを積極的に行います。

①地域ケアプラザ出入り口の花壇、プランターの花を植える取り組みを行い、地域の方々と植物を育てながら、環境について一緒に考える取り組みを行います。

②鶴見の地域住民の方々と鶴見川ウォークを今後も実施、継続していきます。このイベントを通して自然環境保護を考える機会としています。また、このイベントへのボランティア活動を近隣中学、高校へ参加を呼びかけ、未来を作るユース世代のボランティア発掘も進めていきます。

③ソーラーパネルを活用して蓄電を行い、業務で使用する機器の充電を行うことで、節電とクリーンな環境作りを進めていきます。

④エアコンの設定温度の目安を定め、掲示などを通して理解を図り、脱温暖化社会の実現に向けて、利用者の方々と一緒に取り組んでいきます。

⑤事務所内の倉庫に資源物等の仕分け場を設置し、わかりやすい分別環境を整えるとともに、使い終えた物品は分別を徹底的に行い、リサイクルに努めます。

⑥食事は食べ残さない、持参した箸を使う、過剰な包装はしないなど、ゴミそのものを減らす努力を様々な機会で行います。

⑦詰め替えができる、繰り返し使えるなど環境に配慮した備品の購入を心がけます。

⑧裏紙の活用や FAX の PDF での保管、資料等のデータ保管に取り組みます。また、書類の送付などはメールや電子データ送信ツールを使用し、紙の使用量を減らしていきます。

⑨脱炭素取組宣言を行い、脱炭素につながる取り組みを行っていきます。

市内中小企業優先発注

これまで横浜市の経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会に貢献し、横浜市の発展に大きく寄与してきた市内中小企業が、近年のグローバル競争の波にさらされながらも、生き活きと活躍できる体制が必要だと考えます。横浜市内中小企業振興基本条例の主旨を踏まえ、修繕等の発注、物品の調達にあたっては、市内中小企業の優先発注を行います。市内の経済活性化につながるよう中小企業の優先発注に積極的に取り組んで参ります。また、日々の業務での材料、備品購入については、地産地消を心掛け地元の商店等からの購入を優先します。地元で調達できるものは地元からという方針で取り組みます。

男女共同参画推進

福祉サービスの質は、それを担う人材の専門性と定着率に深く依存します。多様な人材が性別やライフステージに左右されず、長期的な視座でキャリアを形成できる環境の整備は、法人の持続的発展に不可欠な経営戦略です。当法人では、職員の「雇用の安定」と「キャリアアップ」という二つの目的を達成するため、無期労働契約転換制度と正職員登用制度を戦略的に併用し、実質的な男女共同参画を推進しています。

第一に、雇用の安定化を通じて、職員に心理的安全性と長期的な生活設計の基盤を提供します。パートタイマーや嘱託職員といった有期契約で働く職員が、勤続5年を超えて希望する場合、期間の定めのない「無期労働契約」へ転換できる制度を設けています（社保適用パートタイマー規定 第38条、嘱託職員 就業規則 第32条）。これは契約更新の不安を払拭し、職員が安心して専門性を磨き続けるためのセーフティネットとして機能します。

第二に、意欲と能力のある職員には、雇用形態を問わずキャリアアップへの明確な道筋を提示しています。勤続1年以上（所属長の推薦があれば半年以上）の職員は、試験を経て「正職員」へ転換する機会が開かれています（社保適用パートタイマー規定 第37条、嘱託職員 就業規則 第31条）。この制度は、非正規雇用から正規雇用への具体的なキャリアパスを示し、職員の専門性向上への意欲を力強く後押しします。

さらに、職務内容が同一であれば、パートタイマーにも正職員と全く同様の「教育訓練」機会を提供することを規程で保障しており（パートタイマー規定 第32条、社保適用パートタイマー規定 第19条）、公平な能力開発を支援します。

このように、まず雇用の安定を確保し、その上でキャリアアップの機会を提供する二段構えの制度設計は、特にライフイベントの影響を受けやすい職員が安心して働き続けられる強固な土台を築きます。

<2025年10月現在の職員状況>

- ・男女の平均勤続年数の差異 男性14年6ヶ月、女性11年0ヶ月 →3年6ヶ月
- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合 15名中14名 →93.3%
- ・労働者に占める女性労働者の割合 205名中162名 →79%
- ・女性の管理職割合 38名中19名 →50%

ワークライフバランス

質の高い福祉サービスは、心身ともに充実した職員によって支えられます。ワークライフバランスの実現は、職員の定着率向上に直結するだけでなく、経験豊かな人材の維持を通じて、利用者へのサービスの継続性と質を担保するための戦略的投資です。当法人では、法定基準を上回る独自性の高い制度を整備し、職員の多様な家庭状況に柔軟に対応することで、仕事と家庭の両立を包括的に支援しています。

(1) 育児支援制度

男性の育児参加促進 男性職員の育児参加を促す「出生時育児休業（産後パパ育休）」制度を導入しています（嘱託職員 就業規則 育児休業規程 第5条）。さらに、法人独自の「育児目的休暇」として、配偶者の出産時に3日間の休暇を付与しており（同 第19条）、性別を問わず育児責任を分かち合う文化を醸成しています。

多様なニーズに応える休暇制度 「子の看護休暇」は、一般的な病気や怪我の世話に加え、「入園・卒園式、入学・卒業式への出席」や「感染症に伴う学級閉鎖」にも利用可能です（社保適用パートタイマー規定 第15条）。これは法定要件を超える手厚い支援であり、子育て世代の職員がキャリアを諦めることなく働き続けられる環境を維持するための、重要な施策と位置づけています。また、「子の誕生日当日」に休暇を取得できる制度も設けています（嘱託職員 就業規則 育児休業規程 第19条）

(2) 介護支援制度

長期介護を支える休業・勤務制度 介護離職を防ぐため、通算93日間の「介護休業」を3回まで分割取得できる柔軟な運用に加え、3年間で2回まで利用可能な「介護短時間勤務制度」を設けています（嘱託職員 就業規則 介護休業規程 第4条、第14条）。これにより、職員は介護の状況に合わせて働き方を調整し、仕事と両立できる環境が整えられています。これらの多角的で手厚い両立支援策は、職員がキャリアを中断することなく家庭責任を果たせるという強い安心感を提供します。

職員の健康への取り組み

福祉事業の根幹は「人」であり、職員一人ひとりの心身の健康は、組織全体の活力と安定した法人運営の礎です。当法人では、身体的な健康維持策はもとより、精神的な健康や心理的安全性の確保を重視し、職員が安心して長く働くことができるホリスティックな支援体制を構築しています。

(1) 身体的健康の維持

年1回の定期「健康診断」の実施（嘱託職員 就業規則 第19条）に加え、妊娠中の職員には、時差出勤を認める「通勤緩和措置」や業務負担の軽減策を講じ、母子の健康を最優先に配慮しています（社保適用パートタイマー規定 第14条）。また、自身の病気や治療のために年間5日間の特別休暇が取得可能ですが、この休暇は嘱託職員には有給（嘱託職員 就業規則 第27条）、パートタイマーには無給（社保適用パートタイマー規定 第11条）と、雇用形態により条件が異なります。

(2) 精神的健康と心理的安全性

全ての職員が互いに尊重し合える職場を創るため、就業規則に「ハラスメントの禁止」を明文化し、健全な職場秩序の維持に努めています（嘱託職員 就業規則 第30条）。さらに、職員相互の福利厚生を目的とした「共済会」制度を運営しており、傷病による入院や自宅療養の際には経済的な支援（傷病給付金）が受けられるセーフティネットを構築しています（嘱託職員 就業規則 横浜YMCA 共済会規定 第14条）。

これらの制度は、法人が職員一人ひとりのウェルビーイングを組織全体の重要課題として捉えていることの証左です。キャリアの安定、ワークライフバランスの確保、そして心身の健康支援という三位一体の取り組みを通じて、誰もが安全かつ安心して、持続的にその能力を発揮できる職場環境の構築に全力を注いでいます。

SDGs への取り組み

当法人では、主要課題としてこれまで活動を行ってきた人権や平和、そして環境への取り組みを世界の仲間と連帯して実現していくよう「誰も取り残さない」と提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の運動に連なって活動を行っています。「Y-SDGs」や「かながわSDGs パートナー」として認証登録され、SDGsを推進しています。また、脱炭素やエシカル消費にも法人全体でタスクチームを構築し、私たち一人ひとりが身近な社会課題を「自分ごと」として考え、行動することがこの目標を達成する第一歩となると考えて、各拠点において取り組みを行っています。具体的には、毎年鶴見川ゴミ拾いや日々の活動時はMYボトル、MY箸、MYタオルを使用していきます。

フードロス削減の取り組みとして、NPO法人や民間企業やからの飲料水やお菓子、冷凍食品などの寄付を活用し、食品配布会や地域食堂を開催し、支援が必要な方と継続的に繋がっていきます。



鶴見川ゴミ拾いウォーク



食品配布会

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設の貸出について、2025 年前期(4 月～9 月実績)から約 2～10%上昇した稼働率を目標稼働率として設定し、目標に向け利用促進を行います。

【 2025 年前期実績 】

	午前 (9-12)	午後 1 (12-15)	午後 2 (15-18)	夜間 (18-21)	部屋別
多目的ホール	78%	82%	73%	64%	74%
調理室	25%	21%	10%	3%	14%
地域ケアルーム	61%	67%	56%	25%	52%
ボランティアルーム	53%	55%	42%	39%	47%
時間別	54%	56%	45%	32%	

【 2031 年度目標稼働率 】

	午前 (9-12)	午後 1 (12-15)	午後 2 (15-18)	夜間 (18-21)	部屋別
多目的ホール	82%	86%	76%	67%	77%
調理室	27%	23%	11%	4%	16%
地域ケアルーム	64%	70%	58%	26%	54%
ボランティアルーム	55%	57%	44%	40%	49%
時間別	57%	59%	47%	34%	

利用率向上のための対策

(1) 既存登録団体への働きかけ

①地域ケアプラザの貸館予約状況の更新を毎日行い、タイムリーな情報を館内等に掲示します。また現在検討されている地域ケアプラザ等施設予約のシステム化についても導入を積極的に行い、ウェブサイトを利用し利用者の利便性向上に努めます。

②複数の登録団体が貸館予約を取り合っているような状態が生じた際には、担当職員から代替曜日や時間帯のご案内を行う他、必要に応じて担当職員が団体同士の間に入り話し合いの場を設けるなど、それぞれの団体の活動を支援します。

③貸館の際のルールを利用の手引きとして冊子にまとめ、登録時や代表交代時、登録更新時などの機会に登録団体に配布を行うとともに、全職員が貸館において統一した対応が出来るように職員会議やミーティングを通じてルールの確認を定期的に行います。

④利用団体交流会を行い、利用者同士が顔の見える関係を構築し、相互の活動の理解を図るために実施します。

⑤快適で居心地の良い施設を維持するために、施設の環境整備と清潔保持に努めます。

(2) 新規登録団体を確保していく働きかけ

①毎月発行予定の地域ケアプラザ広報誌に、地域住民の活動拠点として貸し室を行っていることや貸出方法を掲載し、地域に広く周知します。回覧板や自治会・町内会掲示板を通して地域へ情報発信を行い、活動場を探している団体に情報が届くように努めます。

②様々な地域に出ていく機会や事業の機会を活用し、地域の中に活動の場を必要とされる方がいる場合には、お声がけを行うなどの取り組みを全職員で協力して行います。

③自主企画事業から自主化への支援を行い登録団体へ発展していく支援を行っていきます。

④受付に施設利用の手引きや資料を配置し、地域ケアプラザに施設利用以外で来館された方にも情報が伝えられるように取り組みます。

(3) 地域全体の生活状態のサーチと分析

地域で生活している方々の生活状態のサーチを様々な世代や世帯に行い、地域特性を把握しながら、稼働率の低い時間帯や稼働率向上へつなげていく糸口を分析していきます。特に稼働率の低い調理室については、調理室を利用した自主事業の継続や、新たな事業の実施により、まずはボランティアや参加者として地域の方々に利用し体験してもらうことで、次の会へとつながるきっかけ作りを行っていきます。

以上のような働きかけをおこないながら、来館される全ての方に元気な挨拶とにこやかな笑顔で迎え入れるホスピタリティを大切にすることで、「地域ケアプラザで活動したい」と思う方を増やし利用率向上を図ります。

効率的な施設貸出の方法

施設貸出について、全職員が公正中立で正しく対応できるよう研修を行い、情報の共有を図ります。登録時に細かなヒアリングを行い、登録団体が円滑に貸館利用できるように努めます。施設予約のシステム化に関しては横浜市の提供するシステムを活用予定です。システム導入までの期間においては従来の予約方法にて対応いたします。団体の登録時や初回利用時、代表交代時には、貸し室の利用方法等（貸出備品、清掃方法、避難経路等）の確認を行います。

情報提供の方法

館内や館外に設置された掲示板、またチラシ用のラックを活用し、利用者・来館者への有益な情報提供を促進していきます。

①ラックは分野ごとに分け、表題を付けるなどの工夫を行い、チラシに関しても定期的に整理を行い、利用者が必要とする情報が見つけやすい工夫を行います。

②来館者には職員から積極的にお声がけを行い、来館者が求めている情報がある場所へご案内ができるようにします。

③子育て世帯から高齢者まで幅広い世代に向けて情報を提供していくために、地域の関係機関とも連携を密に行い、様々な情報が集まる場となるように努めます。

④館外にある掲示板やエレベーターホールも有効活用し、来館されることがない方にも、広報物が目につくように掲示し、地域ケアプラザが地域住民の活動拠点として貸し室を行っていることや、自主企画事業・講座情報などを随時発信します。

⑤職員がそれぞれに把握している情報も口頭での情報共有だけでなく職員回覧やメールを活用し、情報共有を行い、利用者に対しても情報発信がしけるように努めます。

⑥ブログやSNSを活用し、幅広い世代に情報発信していけるように取り組んでいきます。

⑦利用団体を紹介するスペースを設け、団体のチラシ等の掲示を行います。チラシのない団体に関しては団体紹介シートを記入してもらい、新規メンバーの募集や情報周知において団体の活動を支援します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

総合相談に対する基本姿勢

総合相談業務に対する基本的な姿勢は、介護保険のみならず幅広い相談窓口です。そのためにも、相談担当者が社会常識に加え、社会福祉関連分野についての幅広い知識をもち、相談者に寄り添えるコミュニケーションスキルを持っていること、安心して相談できる相談室環境があること、他の専門機関の専門職と交流の機会を通して良好な関係を築いていること、さらに、法改正、制度改正や制度改正の方向性に関する情報を正確に把握していることが必要です。

相談対応は、基本的には開館時の窓口・電話相談とし、出張相談やアウトリーチによる訪問相談も力をいれて行います。今後はメールやオンライン相談等 IT 環境利用による相談も行っていきます。

また、他の専門相談機関に引継いだ場合に、引継ぎ以降にも地域で生活する相談者が不安を感じないように、相談者ニーズに応じて継続的に関わりを持ちます。虐待等の緊急性の高い相談の場合には、行政等の公的機関と連絡・連携を行い、即時対応いたします。具体的には、介護保険事業者や民生委員、医療機関と連携を行いながら、見守りネットワークを即時に作っていきます。アプローチとしては、虐待の原因を探りながら、家族の負担軽減できる方法の提案を行います。ケース毎に動きの緊急度合いは違いますが、2人1組の対応を基本として、見立てを立てながら行政への連携、通報者への配慮、見守りネットワーク等多岐にわたる部分をケアしていきます。

相談者への情報提供の考え方

(1) 高齢者分野

横浜市のポジティブエイジングの方向に合わせ、「フレイル予防」、「認知症予防」、「こころの健康」「疾病管理」「生活の充実」等それぞれの目的に即した情報を提供します。公的介護保険サービスに加えて、地域のインフォーマルサービス(見守り団体、ボランティア、運動の場)に関する情報を地域ケアプラザが把握し、必要な人に届けます。アウトリーチにより、必要な方に必要な情報が届くようにしていきます。また介護や医療が必要な状態であれば、保健・医療・福祉などに関連する地域の固有の情報を活かして、総合的なサービスが受けられるように取り組みます。

(2) 子ども分野

子育て世代に向けては、保育園や病院、公園などの子育てに必要な施設やお役立ちスポットに関する情報や、また子育て世代同士が交流する機会に関する情報などを提供します。地域には、子育てを楽しみながら仲間と一緒に活動を行っていくサークルや団体があります。その情報が、館内の掲示に加えて、地域子育て支援拠点との情報共有、子育て関連施設への情報提供、地域の子育て支援者への情報提供、ブログやSNSを通じた情報発信する事により、幅広く伝わるようにします。自主事業での顔の見える関係を活かし、コミュニケーションを密にし、今現在の地域情報をこまめに集め、現場へ活かしていきます。

小中学生などの子ども達へは、ケアプラザが子どもの居場所の一つとなり、困ったことがあれば相談できる場所だと周知します。必要時は、学校やPTA、子ども育成会、放課後キッズクラブや学童、民生委員・児童委員とも連携をとりながら対応していきます。

(3) 障がい者支援分野

障がい者の方への支援は、個人の個性と生活スタイルと、その方の障がい特性に合わせた支援を行うことが大切と考えます。そのために、ICFの考え方をベースにしたアセスメントを基本とし、生活上の課題を伴走的に解決するお手伝いをするを基本姿勢とします。すでに支援者や支援機関がある方については、その支援者・機関の方たちと協力して相談対応を行います。また、地域ケアプラザでは成年後見制度や見守りに関する相談・情報提供ができるので相談対応します。活動の場を広げようとする場合には、当事者でも関係者の方でも団体登録により、地域ケアプラザ施設を利用できるので、余暇活動企画を支援します。障がいをお持ちの方が利用しやすい施設であることをお知らせします。また近隣の障がい福祉施設とも連携し合同行事等を行い、行事や自主企画事業を通しての情報提供を行います。

(4) 困難な問題を抱える女性支援の分野

女性相談センターの紹介もしくは連絡をとり、緊急な場合などは女性職員による同行支援により確実に相談を引き継げるようにします。

相談者への情報提供媒体について

(1) 紙媒体による方法

紙媒体による情報提供を行います。地域ケアプラザの広報誌や自主企画事業の案内は、掲示板や回覧板を通して、自治会・町内会単位で情報が伝わるようにします。広報誌は関連団体・関係機関・地域のネットワークの中にある関係機関やエリア内の公共施設や商業施設にも置いていただけるよう取り組みを行います。世帯数が多いマンションについては、管理組合や管理人さんの協力を得て町内掲示板への掲示をご依頼し、地域ケアプラザ以外の身近な場所で情報を得られるよう取り組みます。

(2) ブログなどの電子メディアを活用した方法

ウェブページに加え、定期的なブログを更新により情報提供します。自主企画事業や相談受付時間などの情報を掲載し、特に子育て中の若いスマホ世代の方が情報にアクセスしやすい環境をつくれます。

(3) 職員による直接的な伝達・広報

来所相談、出張相談、訪問相談の際には、職員が紙媒体の説明資料や図解説明により詳しい情報提供を行います。コミュニケーションボード等も活用し相談者の理解しやすい方式による説明を行います。自主事業に通ってくる外国人についても気軽に相談できるよう配慮し、対応に繋がっていきます。

(4) 日本語以外による情報伝達

日本語以外を母国語とする方々には、やさしい日本語による情報提供、もしくは国際交流ラウンジ等の発行物や通訳サービス窓口を利用して情報提供します。また、近年、その精度が著しく向上している翻訳ソフトも活用します。言語や生活習慣の違いが地域社会参加の壁とならないように、地域や地域ケアプラザの行事や自主企画事業への参加を案内し、行政が発行している外国語による案内があることを知らせ、地域ケアプラザにも資料として常備するようにします。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザ内での、各事業担当者間の情報共有について

職員会議（月 1 回以上開催）において、それぞれの事業担当者が、現在取り組んでいる事業内容の進捗状況を報告し、取り組みに関係する地域・近隣施設の情報を共有します。分野横断的な自主企画事業の計画、複数の担当職員が参加する会を企画・運営し、全員が一体的に地域支援に関わっていきます。地域包括支援センター職員は個人情報の扱いが多いことから、毎月 1 回以上、3 職種で業務内容の確認を行い、継続対応相談の方向性を確認します。

毎朝、出勤職員全員で担当業務の確認を行い、その日の予定ならびに予定されている来客、連絡、入電等の情報を共有します。

区役所、区社協、地域ケアプラザと地域活動を支援するための会議に職員が参加して、鶴見区内及び担当地区のイベント情報を共有したら、その情報を全職員で共有するために職員間でメール発信、所内回覧、口頭伝達を行い共有します。

地域の関連施設との情報共有について

(1) よこはま東部ユースプラザとの情報共有

自立に向けた若者の居場所としての役割等を担っているよこはま東部ユースプラザとは、デイサービスの掃除ボランティアや、ケアプラザまつりへの参加などを通して連携を深めて来ました。また様々な困難を抱えた若者が、地域と関わるきっかけの一つとして、貸館を利用した演奏会などを催すなど、若手の力を必要としている住民と、社会へと一歩踏み出したい若者とを繋いでいけるよう、継続して連携を行なっていきながら、さらに今後は不登校やひきこもりを抱える 保護者に向けた講演会や、若者の居場所となるような事業を共に実施します。



(2) 近隣作業所との情報共有

鶴見中央地域ケアプラザの区域には多くの地域作業所があり、また基幹相談支援センターや生活支援センター等が周辺に存在することは、他の地域にはない一つの特性となっています。現在は主に複数の地域作業所による館内の清掃作業や、ケアプラザまつりの出店と、活躍の場を提供することで関わりを続けています。今後は地域作業所をはじめ、関連施設との連携により、地域に暮らす障がいを抱えた方々の第3の居場所となるような事業や活躍の場を準備し、孤立することのない地域づくりを目指します。



ケアプラザまつり(作業所ブース)



ケアプラザまつり(作業所ブース)

(3) 近隣の保育園との情報共有

自主事業さくらんぼの会に参加している協力園（トライアングルスマイル・鶴見あけぼの保育園・実遊中央保育園・ビーンズ保育園・鶴見保育園・J キッズプラネット鶴見保育園・P's スマイル保育園・鶴見ポケット保育園・ナーサリーつるみ・かもめ保育園）を中心に、子育て世帯に向けた情報発信を行うとともに、課題についても共有しケアプラザでの自主事業に活かしていきます。また子育て関連の会議や連絡会などにも積極的にに関わり、ケアプラザでの取り組みをアピールしながら協力園やさくらんぼの会以外でも連携できる保育園を増やしていきます。



さくらんぼの会(パネルシアター)



さくらんぼの会(手遊び)

(4) 地域子育て支援拠点『わっくんひろば』との情報共有

地域子育て支援拠点『わっくんひろば』との連携により、毎年館内で実施しているプレママ・プレパパの会など共催事業を行っています。またパパ向けの育児講座については2つの会場を横断的に開催することで、線路を隔てて存在する地域子育て支援拠点『わっくんひろば』と鶴見中央地域ケアプラザが、包括的に地域の子育て世帯に向けた情報発信や居場所の提供を進めています。今後もさらなる連携の強化により、把握したニーズの共有をしていくことで、子育てをめぐる現状の変化に対して、今必要とされている事業を実施し対応していきます。広報誌の配布や共催で子育てに関する自主企画事業を開催することで、地域ケアプラザで開催される区主催の子育て支援教室や区の地区担当にも必要な情報が伝わるように互いに協力できる関係を築きます。自主企画事業を共催し、円滑に連携して業務が行えるような関係づくりに努めます。



プレママ・プレパパの会(沐浴体験)



区役所保健師による子育て座談会

(5) 協力薬局田辺薬局とのかかわり

田辺薬局は自治会館などで開催されている地域サロン等へも積極的に関わりを持ち、またケアプラザで行われている事業においても、啓発活動や情報提供を行うなど、薬剤師という専門職としての視点から、地域に向けた保健推進の役割を果たしています。今後も連携を継続し情報を共有していくことで、地域住民の健康増進に努めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域で暮らすすべての人が、年齢や性別の違いや障がいの有無に関わらず、安心して日々を過ごすことが出来るような地域づくりを今後も進めていくために、地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築は重要と考えます。自治会・町内会、民生委員・児童委員協議会、その他地域の関連団体などの会議・会合へ積極的に参加し、地域のニーズ把握や地域の方々からの生の声の把握に努め、地域ケアプラザの把握している様々な情報をそれぞれに発信していきます。

①民生委員・児童委員協議会の定例会には、地域包括支援センターの職員が参加し、情報共有や個別ケースの支援に関する事例検討などを通じ、顔の見える関係や相談し合える関係を構築・維持していきます。

②小学校や中学校など教育機関や子ども達を支援している団体とも連携を取り、子ども達の健やかな成長を支えていく事業の計画・実施を行います。

③担当エリア内にある企業や個人商店、コンビニ等などの企業・商店とも顔の見える関係性を構築・維持することで地域課題の解決に向けた糸口を見つけていきます。

鶴見中央地区・豊岡地区で受け継がれている地域行事に職員も地域の一員として、地域の方々とともに参加させていただきます。会議体では得にくい、地域の方が求める本音を聞ける距離にいる事が大切と感じています。その場で得た地域の情報やつながりは地域ケアプラザ内部でさらに共有を行い、それぞれの専門分野の取り組みに生かしていけるように努めます。また、健康づくりに関する情報提供を始め、権利擁護や詐欺被害防止啓発など多くの方に知っていただきたい情報を発信していく機会とします。



下二町会餅つき(石臼を使用)



豊岡地区老人会連合会(文化祭)

地区社協とのかかわり

鶴見中央地区でより多くの方々が関わり、町会長、民生委員、作業所等、鶴見中央地区の多種多様な地域の方々が、協力し合うために鶴見中央地区社協が立ち上がりました。地区社協と協力し、より多くの視点を持ち、関りながら、解決策を見出すことに繋がっております。地区社協と協働することで町内会会員以外の方々も取り込み、更に多くの地域資源とつながり、より良い関りへと発展を遂げていきます。現在取り組んでいる「鶴見みんなの会」では、中央地区の民生委員、町会長、老人会長、薬局、居宅介護事業所、鶴見区国際交流ラウンジ、鶴見区社会福祉協議会、ケアプラザ等が協働し、意見交換しながら、運営しています。最初はコアボランティアメンバー5～6名程度と参加者3名程度の10名ほどの参加型サロンでしたが、現在では参加者とボランティアが60名近く集い、外国籍の方も参加し、交流しています。その他プラレールを活用した子どもの居場所作りの活動や鶴見警察署の駅前派出所のプランターの花を植える取り組みのボランティアを募り、多くのボランティア活動の機会を創出し、活躍の場の創出につなげていきます。

地区社協広報誌『まちしるべ』のHPが2025年に立ち上がり、この地域活動を広める活動も協働し、バックアップしていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザと区役所が、必要な情報や各々が抱える問題・課題等を互いに円滑に共有し、個別課題や地域課題の解決に向けて効果的な役割分担のもと、協働して取り組むことができるような関係性の構築・維持、取り組みの実施を目指します。区政運営方針を推進する上でも、地域ケアプラザが行う様々な自主企画事業などを通して、顔の見える関係の中から把握したニーズや、高齢者や障がいのある方の意見など、たとえ少数意見であっても重要視しなければならない意見などを、地域の中からくみ取り、その上で地域ケアプラザと行政機関とが連携し、ニーズに対応していくことによって、延いては誰もが住みやすい町にしていくことができると考えます。

鶴見区役所各課と協働し下記の取り組みを行います。

(1) こども家庭支援課

①区行政と協働し地域の子育て世帯に向けた情報提供やイベント開催のための会場の調整や事業情報の共有を行います。

②地域ケアプラザで行う乳幼児と保護者向けの事業や参加者からお受けしたご相談の中で内容や親子の状況によっては迅速にこども家庭支援課地区担当保健師等と連携して情報共有を行います。相談者の求める情報提供や子育てにおける困りごとなどが解決していけるように支援をします。

③祖父と孫等、多世代での生活課題を抱える家庭についての相談ケースの際に、情報共有、カンファレンスの参加依頼を通して、問題解決に向けての連携をしていきます。



ケアプラザ・わっくん広場
からの情報提供



子育てを想定したすごろくゲーム

(2) 高齢・障害支援課、生活支援課

①毎月1回、区・包括連絡会を開催し、双方で実施している主催事業の情報や横浜市主催の研修情報の共有や個別ケースについての対応報告や検討を行い、地域ケア会議や医療・介護連携に向けた会合の企画・運営などの意見交換を行っていきます。

②地域の方にも知っていただきたい生活上の役に立つ情報が得られた場合には、館内掲示、自主企画事業、出張講座、老人クラブでの紹介を行い、公的機関として行政とともに広報に努めます。

③多くの生活課題をお持ちの世帯・単一の職種では対応が困難なケース・虐待もしくは虐待が疑われる場合は、区の担当職員とともに情報共有や協議を行い、迅速に対応をしていきます。

④市民後見人として活動していच्छる方を支援する活動に、成年後見サポートネットを通じて、区社会福祉協議会、区役所とともに定期的に取り組めます。

⑤認知症関連事業においては、区内キャラバンメイトさんが活動しやすい状況となるように、区と連絡を取ってキャラバンメイト連絡会を開催し、区域での活動を支援します。

⑥介護予防普及啓発業務に関しても、区の地区担当保健師と計画段階から打ち合わせを重ね、区の介護予防の方針に沿った項目を講座の中に盛り込んでいきます。

⑦横浜市の元気づくりステーション事業に関しても、地区担当保健師と二人三脚でグループ全体の活動を支援します。新たなボランティアメンバーの獲得、健康づくり・介護予防の取り組みを継続的にかつ自主的に盛り込んでいけるように取り組みます。

(3) 福祉保健課

①『鶴見・あいねっと』を今後も推進していく為、あいねっと地区別支援チームには全職員が可能な限り支援チーム会議や開催事業に参画していけるようにしていきます。

②地域の方々がいつまでの健康でいられるために健康に関する周知活動を協働して行います。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

『鶴見・あいねっと』においてあいねっと地区別支援チームメンバーが一体となって、ネットワークづくりができるよう、地区別支援チームメンバー間の意見交換、情報共有を毎月のあいねっと地区別支援チーム会議で行います。地区別支援チーム会議では、ケアプラザの職員は地域に一番近い存在として、住民目線の提言、説明を行い、地域住民の意見や思いを会議の場で伝えていきます。地域のあいねっと担当者とも日々連携を取りながら、「顔の見える関係づくり」、「地域課題を共有し考える場づくり」を行う他、町会の会合などの場を利用して地区別支援チーム会議にて議論された課題や意見を伝え、ネットワーク構築や計画遂行に住民の参加、協力が多く得られるよう丁寧な説明、働きかけを行っていきます。5期計画が R8 年度からはじまっていきます。地域福祉保健計画に住民が参画できるように支援していきます

①あいねっと地区別支援チーム会議には全職員が可能な限り支援チーム会議や開催事業に参画し、職員それぞれの専門性と知識・技術を活かし、課題解決に向けた取り組みが実践していけるように努めます。

②様々な視点から地域の情報収集・分析や振り返りを行い、次年度の取り組みを検討します。

③地域の方々にもあいねっと地区別支援チーム定例会議に参加していただけるように調整を行い、ともに地域の課題解決に向けた取り組みを実践していけるように努めます。

④地区懇談会での話し合いや地域行事でのあいねっとブース出展、ユースボランティアチームを発足し次の担い手育成、を開催し、地域の中であいねっとの取り組みが浸透し、課題解決につながっていくよう取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業（指定管理事業）について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザの自主企画事業は、地域におけるニーズの解決を目指すとともに、「人と人のつながり」、「地域とのつながり」をつくっていくことが大切であると考えます。事業へ参加することで自らの健康・生活課題や困りごとなどの解決を図り、事業に参加する方たちと顔の見える関係をつくることで、地域ケアプラザの事業だけでなく地域の活動にも参加していけるようなつながりの輪を広げていくことを目指します。さらに、地域ケアプラザの自主企画事業参加者が、気軽にボランティア活動に取り組める機会を事業の中で提供し、福祉保健活動へとつなげます。そして、参加者がボランティア活動を継続する中で自主活動化へと結びつけられるように、定期的に既存の活動を評価し、新しいアイデアや企画を取り入れながら、自主企画事業全体を改善・発展させていきます。また、地域の皆様の声を大切にし、自主事業を企画していきます。

高齢者分野での取り組み

高齢者の方の関心が強い健康づくり・介護予防を中心とした事業を展開します。

①介護予防機器を使用し空き部屋を活用した、予約不要、出入り自由で映像を見て行う体操プログラムやデイサービスで使用している機器を活用し、もう少し負荷のかかる体操がしたい方のために簡易的なジムを月2回開設いたします。また、地域ケアプラザを出発点とした近隣へのウォーキング等も実施します。

②指先を使う絵手紙、空間把握能力を培う折り紙、外国語を取り入れた脳トレ等を実施します。

③認知症予防を目的とした、なじみのある昭和歌謡をとり入れた「うたごえ広場」を開催それぞれの自主企画事業における講師に関しては、法人の幅広い人脈を生かしそれぞれの内容適した専門的な知識をもった講師を選定します。また、地域ケアプラザ職員も講師として事業を行う機会をもち、参加者との関係づくりを行います。

参加者同士のつながりづくりの視点から、受付から多目的ホールへ続く導線にあるラウンジにおしゃべりができるようにテーブルを置き開放することや、参加者同士がお互いに変わりがないか声を掛け合い、心配事や困りごとがあれば言い出せるような、気の合う仲間づくりへとつながっていくように、職員が時には参加者へ声を掛け合いつつ支援を行います。さらに限定的な参加者層にならず新たな参加者を獲得していけるように取組の周知を行い、近隣の施設との協働や交流も取り入れながら、実施の準備や片付けに積極的に参加者にも関わってもらうことで、自主活動化へのきっかけづくりや地域とのつながりづくりに発展していけるように取り組みます。

参加者が曜日や時間を多少忘れやすくなっても、お互いに誘い合いながら会場へ向かうことができ、地域ケアプラザの自主企画事業だけでなく、地域のイベントや老人クラブなどの活動にも参加を継続していけるように、地域情報が集約される地域ケアプラザの特性を活かして、こまめな情報提供やチラシ配布を自主企画事業の場においても行っていきます。

④高齢者のこれからの健康作りを考えるにあたって、高齢者がゲームスポーツに親しむ機会を創出することも必要と考え実施します。また、若い世代や子どもたちと高齢者の交流の場としてゲームスポーツを進めていきます。

⑤貸館団体によるダンスや音楽など誰もが楽しめる企画も定期的の実施し、高齢者の集まる居場所としての役割を果たすと共に、貸館団体活動への参加のきっかけ作りを行います。

子ども分野に関する取り組み

乳幼児へは実施している自主企画事業さくらんぼの会を、関係機関や地域住民との協力により継続して開催することで、子育てをしている保護者が孤立することなく、親子が共に過ごせる居場所を提供し続けます。さらにいつでも利用できる、こどものあそび場のスペースを活用して情報を常に発信し、地域のボランティアの活躍の場としてイベントを実施することで、子育て中の親子が地域と繋がる工夫もしていきます。また今後は酷暑により外で思い切り遊べない時期には、広い室内で廃材を利用しながらダイナミックに遊べる企画を行うなど、親子が心身共に健康でいられるような取り組みも進めていきます。

また、保護者と子どもの触れ合いや、同じ地域で子育てに励む保護者と子が 交流し、子育てに関する情報交換や困りごとをお互いに相談したりすることができるような場を提供します。子育て支援拠点が実施しているプレママ、プレパパの会に共催しかかわりを作ります。地域の子育て支援拠点や保育園と連携し、地域で行われている子育て支援事業の開催やイベント紹介なども行います。

小学生へは長期休みのプログラムやこども食堂等を通して、地域の方々やケアプラザ職員とも顔 見知りの関係を築き、安心して過ごせる居場所の一つとなるよう努めます。長期休みには小学生向けボランティア（お仕事体験）を実施し、ケアプラザの役割を知ってもらいながら、自主事業のお手伝いなどを通して、地域の大人と関わりながら自己肯定感を育む体験の場を提供します。

地域特性として、外国にルーツのある親子も多く、言葉・生活・文化など様々な面で親子共に早期の支援が必要とされています。潜在的に潜んでいる場合も多く、保育園・小学校・国際交流ラウンジとの連携により、各事業への参加による居場所の提供や、地域での活動をサポートします。

中高生へは学習スペースの提供事業や、地域の方々と共に、担い手としての活躍の場、ボランティア活動を積極的にサポートしていきます。今後も中学校との連携により、個別支援級の生徒によるハンドベルの演奏会を継続して行い、吹奏楽部や手話部などをはじめとした部活動の発表機会を定期的に創設し、新たな事業として貸館団体と共にサマーコンサートを行い、地域住民を参加者として募集することで、地域と中学生がつながるきっかけを作ります。また長期休みに向けたボランティア（職業体験）として、地域の魅力を若者の視点から引き出すような企画を中高生を中心に立案し作りあげ、実際に開催するという挑戦を行うことで、地域との関わりを機会を増やし、職業観を育む体験や成功体験、課題解決と向き合う経験の場を提供します。

また様々な施設を運営している当法人ならではの、キッズクラブ運営の強みを生かした、小学生のプログラムや、保育園との連携による事業の実施にも積極的に取り組んでいきます。乳児期から青年期まで、そして親になっても安心して利用できる場所として、切れ目のない支援を行います。

学齢期の子どもたちに向けては、学年を越えた交流や世代を越えて地域の方々とともに活動する機会を、事業を通じて作っていきます。スポーツや子ども向けの認知症サポーター養成講座などを継続して行い、地域の方にボランティアとして参加していただくことで世代交流の機会をつくります。そして、子どもたちが主体となって取り組む活動の場を創出するため、ケアプラザまつりでのお手伝いボランティアから始め、先は子どもたち自身が1ブースを企画・運営することを目指し、地域の小学校や放課後キッズクラブ・学童と協働して企画していきます。夏休みに参加してくれた子どもたちの関係性を継続的に繋げられるよう活動を通し、自分のためだけでなく、周囲のことを考えて行動する思いやりの心、地域への愛着心を育み、地域の次世代を担う人材育成の一助となるよう働きかけます。

子ども分野に関係する情報は館内に専用掲示板を作り情報を集約し、最新情報と配布チラシを得られるように取り組みます。

地域で活動する子育て支援団体や地域主催のサロン運営担当者と協働し、事業を企画・実施します。双方で参加者を募ることで、地域へ幅広く情報が周知されるように努めます。また、当法人の保育事業部とも協働し、事業への専門職(保育士、栄養士、看護師)の派遣や事業の企画・実施していきます。自主企画事業参加者が対象年齢を過ぎた後も継続的な活動を希望した場合か、登録団体となり活動を自主化していく支援も行っていきます。

障がい福祉分野に関する取り組み

誰もが安心して利用できる施設として、地域の障がい児施設や学校、行政など障がい関連の関係機関と協力体制を築き、障がい児のいるご家庭の実際の声を聞くことで、利用しやすい施設作りを目指します。またインクルーシブ教育の観点から、幼少期より障がいの有無に関わらず、親子が共に過ごせる居場所となるような事業を行います。障がいへの理解の普及・啓発や障がいのある方を支えるご家族に向けて、当事者による講演会や基幹相談支援センターなど障がい分野に精通している事業所と連携し制度説明会なども行います。障がい児の親やきょうだいが、日頃抱えている想いを話せる場、情報を共有できる場を作ります。さらに手話などの障がいに関わる活動を行っている団体が、地域に向けた発表の企画を実施することで、学びを深める機会を提供します。

障がいのある方ひとりひとりが個性を活かして出来ることとして、地域作業所の活動内容を活かした企画(例:料理や制作作品の体験など)を共に実施したり、フリースペースを利用したギャラリーを作ったり、販売会を行うなど地域の一員として活躍ができるよう、障がい者と地域をつなぐ役割を果たしていきます。

就労支援事業所ばれっとワークスれんげや作業所ウィズ等ケアプラザ周辺の事業所が、ケアプラザを活用し、就労の場や余暇活動の場として活動しています。こうした障がい福祉の事業所と積極的に連携することで障がい福祉の活性化の取り組みを継続し、地域の作業所とより一層関係性を構築し、さらなる連携強化を目指していきます。

学齢期の子どもたちを対象に工作やボッチャなどのスポーツや遊びなどを楽しめる事業を企画します。事業に合わせて参加している子どもの保護者が集まれる場を提供し、何気ない雑談や普段の生活における悩みなどを話せる時間を作ります。保護者から相談があった場合は、情報提供を行ったり、必要に応じて地域で活動されている関係機関をご紹介したりなど丁寧な対応を心がけます。近隣の関連施設にも広報を行い、参加の輪を広げていく取り組みを行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザでは、地域住民の力によって様々な福祉保健活動が行われ、すべての方が暮らしやすい地域になるように取組が行われています。団体の既存の活動の枠組みにとらわれず、それぞれの団体の持つ力を活かして、地域の課題を解決するために、関係団体とのつながりを構築する橋渡しや、包括的な取り組みが行われるように支援を行います。また、既存の団体だけでなく活動の場を求める団体や地域活動の企画の場としてもご利用いただけるように広報に取り組みます。

福祉保健活動拠点としての周知

- ①館内で団体活動の広報のために団体活動掲示板を作り活動の紹介を行います。
- ②団体ごとに団体紹介のチラシ掲示や活動紹介シート作成を行い、各団体がどのような活動しているのかわかるようにします。チラシや活動紹介シートに関しては定期的に更新を行います。
- ③ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ・AYAMU の情報掲載の提案と掲載支援を行います。
- ④地域ケアプラザの広報誌等を活用し、福祉保健活動団体が活動する場を提供していることの周知を広く地域に向けて継続して行っています。

福祉保健活動の場の提供

- ①地域で活動しようと考えている方やボランティアの方が協議や地域活動の企画のために場所を使えるように、利用方法等についてご案内します。
- ②自治会・町内会の枠を超えて集い、地域の新たな活動創出の場として施設を利用していただけるように、グループ作りのお手伝いや団体登録の方法のご案内などを行います。

利用促進をはかる取組み

- ①地域ケアプラザの貸館や各部屋や時間帯での稼働率について(場が空いている情報等)、地域に幅広く周知できるように取り組みます。関連する情報を掲載した広報誌は各自治会・町内会や各関係機関へ配下をお願いし、地域ケアプラザに足を運ぶことがない方にも見てもらえるように取り組みます。
- ②貸館の予約状況を館内へ掲示し、定期的に情報を更新し、利用促進をはかります。
- ③貸館に関する情報がインターネット上でも確認ができるように取り組み、インターネット利用が難しい方が不利にならないように、公平な受付方法で活動の場を提供いたします。
- ④地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが中心となり、新たな活動の開発を支援します。既存の団体の継続的な支援を行い、活動が継続していけるように場の提供だけでなく、ケアプラザの職員も主体的にかかわり円滑な活動への支援も行います。
- ⑤福祉保健活動団体同士が交流する機会として「団体交流会」を企画・実施します。団体交流会では「顔の見える関係づくり」をテーマに、地域でどのような活動がされているのかをお互いに知り、協働で活動するためのきっかけづくりを行います。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

当法人はボランティア精神に根ざし、当法人の活動を支えるボランティアとスタッフがともに手を携えて活動を展開しているボランティアアソシエーションです。多様な領域と子どもから高齢者まで幅広いボランティア層が活動しているのも当法人のボランティア活動の特色です。さらに地域の諸団体や企業などと連携して、今後も地域に根差した活動を広げていきます。

鶴見中央地区・豊岡地区は、地域の方々が意欲的に活動され、人と人のつながりを大切にし、自助・共助・公助の営みが構築されている地域です。その輪がさらに広まり、ボランティア活動を担う人を増やしていけるように、当法人のボランティアに関するノウハウを活かし取り組んでいきます。

ボランティア登録、育成

ボランティア活動を通して地域に貢献したいという思いがありながらもまだ実際の活動に至っていない方を、地域ケアプラザ内に限らず地域イベント等の諸活動につながるよう、地域ケアプラザ全体で地域と連携して支援を行っていきます。

(1) 新規ボランティアの発掘

ボランティアに興味はありながら、はじめの一步踏み出せずにいる人に、気軽に始められるような活動の機会を提供します。具体的には、地域ケアプラザで実施している自主企画事業における短時間の簡単な活動を「ちょこっとボランティア」として募集を行います。

シニアボランティアポイントに関する講座をケアプラザで受ける事ができて、ケアプラザでのボランティア活動に直接つながることができています。

また、学生ボランティアの募集にも取り組み、実習で関わった学生へのボランティア登録の案内や近隣教育機関とも連携して募集周知を行います。

館内にコルクボードやホワイトボードを使用し『ボランティア募集』の掲示をすることで、より多くの方の目に触れることで、参加したい活動を見つけやすい取り組みを行います。

(2) ボランティア登録と育成・活動継続

ボランティア活動希望者にはボランティア登録用紙を記入していただき、担当職員との面談を通して、ご本人の希望する活動内容や頻度などを聞き取ります。活動前には、電話や面談での予定の調整、オリエンテーション等を行い当日の活動がスムーズに行えるように支援をします。活動開始後も適宜フォローアップミーティングを行い、活動後には活動の感想や今後の希望などを聞き取ります。ご本人の得意分野や活動状況を把握し、活動継続できるように支援します。

さらに広いエリアでの活動を希望される方には、鶴見区社会福祉協議会のボランティアセンター登録をご案内し、区域での活動を支援します。地域ケアプラザの自主企画事業やイベントだけでなく、地域行事へと、ボランティア自身が地域とのつながりを広げていけるような場の創出に取り組みます。

(3) ボランティア同士の交流と活動の発展

ボランティア同士の交流と活動周知の機会として「ボランティア交流会」を企画・実施します。交流会では1年を通して行われた様々なボランティア活動をボランティア自身に語って紹介していただき、お互いの活動への共感と理解を深めます。交流会が新たな仲間作りや活動を生む機会となるように、参加者同士がコミュニケーションをとり、仲間意識が芽生えていくようなレクリエーションを実施します。

コーディネートについて

地域でボランティアを必要とするニーズを収集し、地域でのボランティア活動情報を発信することで、ボランティアを必要としている人と活動している人をつなげます。下記のように人と人をつなぎ、コーディネートすることで、ボランティア活動の更なる活性化に働きかけます。

(1) 情報収集 “小さなつぶやきを見逃さない関係づくり、地域最新情報の収集”

地域行事や集まりに職員が足を運び、気軽に相談できる関係づくりに努め、生活に関する相談の中から、地域にある最新のニーズを積極的に集めます。また地域包括支援センターや関わりのある介護サービス事業所から寄せられる情報をもとに、支援者が気づいた地域ニーズを集めます。

(2) 情報発信 “掲示版や広報誌を使用した情報発信”

館内掲示板にボランティアコーナーを設け、ボランティア活動者の情報をまとめた「ボランティア活動シート」を用い、情報を発信します。また、生活支援ボランティア(ちょこっとボランティア)の利用案内配布を行います。把握した地域ニーズをもとに「ボランティア募集シート」を作成し、ボランティアを呼びかけます。地域ケアプラザに足を運ぶことが難しい方にも、必要な情報が届くように、広報誌を使用して広く情報を周知します。

コーディネート

地域ケアプラザの収集した情報を活用し、ボランティアセンターとも連携を図り、ボランティアを必要としている人と活動している人をつなぎます。生活支援ボランティア(ちょこっとボランティア)の活動支援をする中でも、新たな活動内容の開拓とともに取り組み、活動の輪を広げていく支援を行います。また、シニアボランティアポイント地域で活動されている諸団体との情報交換も随時行い、必要に応じて団体ともつないでいきます。シニアボランティアポイントの説明会を実施し、新たなボランティア活動参加者を増やしていきます。地域のボランティアに対するニーズを積極的に捉え、コーディネートする役割をさらに強め、高いニーズに対しては地域のインフォーマルサービスに育つよう支援を行い、すべての人が住み慣れた場所で、いきいきと暮らすことができるようにサポートします。ボランティア活動の受け手にとっても、公的サービスでは対応が難しいニーズの充足を図り、社会参加促進の機会、生きがい作りとなるよう働きかけます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

鶴見中央地区・豊岡地区では様々な福祉保健活動が地域住民の手によって展開されており住民主体の地域づくりがなされている地域です。地域の力で活動がさらに活性化されるよう地域ケアプラザからも情報発信を行い地域に必要とする力をつなげられるよう情報の収集、発信を行います。

団体や人材の情報収集

(1) 活動団体と地域住民のニーズ

地域ケアプラザで活動されている団体に団体紹介シートの記入をしていただき活動の場や情報を求めて来館される方が一目でわかるように活動分野などを整理し館内の掲示板に貼り出します。このシートは定期的に更新を行うことで、新しい情報を提供できるようにします。また、地域住民からのニーズに応じて団体の紹介を行うとともにマッチングまでの調整役を担います。

福祉保健活動団体やボランティア同士の交流を目的とした交流会を実施します。交流会では普段地域で活動している団体や地域の方たちが集まりお互いの活動を知ることによって顔の見える関係をつくり、新たな活動の場を創出する機会として積極的に支援します。また地域ケアプラザからも地域の活動の紹介や福祉保健情報の提供を行っていきます。

(2) 地域活動への参加

職員が地域の行事や町内会、自治会の諸活動に積極的に足を運び、地域住民との交流を図ることで普段地域ケアプラザに足を運ぶことがない方たちともつながりを持ち、気軽に相談できる関係づくりを進めていきます。地域活動に出る際には地域ケアプラザの広報紙や各情報誌を配布し情報提供に努めます。また、そこで把握したニーズを職員の間で共有し専門職によるヒアリング等に繋げ適切な情報やサービスに繋げていきます。また、様々な機会での交流の中で地域や人材に関する情報を集めていきます。

また、ボランティア活動のスタッフ間で定例会を実施し、普段のボランティア活動を振り返り、活動を共有し、意見交換等の実施で次なるボランティア活動の質の向上ややりがいへ繋げていきます。法人のイベント活動にも参加やボランティア参加を紹介し、法人のネットワークを活かしたボランティア活動や参加の機会を図っていきます。

(3) 人財台帳の作成・更新

様々な交流の中で集めた地域の人材に関する情報を『人財台帳』としてまとめ、集めた情報は職員間でのみ共有します。自治会・町内会の役員交代のある時期に合わせ、情報更新を行います。

情報発信

地域ケアプラザで発行する広報誌や各団体、関係機関のチラシなどを掲示する掲示板は定期的に整理を行いながら見やすい掲示をおこないます。来館者へ積極的に声をかけを行い、スムーズな情報の収集、提供に繋がります。

ホームページやブログ等を活用し、地域ケアプラザの事業や福祉保健活動団体の活動をより多くの方に見ていただけるように取り組みます。ホームページやブログの QR コードなどを広報誌やチラシに載せることで誰でも気軽に情報にアクセスできるように努めます。



(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

生活上のニーズを把握・分析する際には、数値データ分析、実地踏査、フィールドワーク、インタビューなどの質的分析などを組み合わせ行います。

基礎的な情報をそろえることと情報の更新

歴史、地理的特徴、交通アクセス情報、商店・金融機関、住宅情報、地域活動状況、防災活動状況、公共施設、福祉・保健・医療機関情報、自治会・町内会、地区民生委員児童委員、友愛活動委員などの情報をまとめます。そのうえで、地域にお住まいの方や関係者の方からの追加情報をまとめていきます。2027年に介護保険制度の見直しが行われる予定で、「要支援者は歩けるのに介護サービスが入ることで社会参加が落ちてしまう」という考えから、日常生活支援総合事業が変わります。第10期（令和9年）に向けて、要支援、要介護も介護サービスだけではなく、多様なサービスにつなげていくことを考え、インフォーマルの社会資源の準備をしていきます。

交通アクセスについては、エリア内のいくつかのポイントから、病院、主要な店舗までの交通手段と所要時間を整理し、生活時間と暮しの経済の分析に活用します。住宅情報については、建物が前面道路から奥まっている戸建て、築年数経っていて高齢者比率の高いマンション、オートロックや管理人の不在で見守り上の課題がある集合住宅に注目して情報整理します。医療については、連携する可能性が高い病院、地域の人の身近な医院、地域の拠点病院、救急搬送先として多い病院に着目して情報把握します。統計資料については、公開されているものと区から提供していただけるものと両方を参考にして、数値から見える地域特性を区域・市内・全国と比較して変化を追います。

生活習慣や鶴見中央、豊岡地域での暮らしを理解する

これまで鶴見中央地区・豊岡地区で生活してきた方々の生活習慣やこの地域での暮らしを理解することが重要であると考え、職員が地域活動へ参加し、地域の楽しみや地域の方々の生活を理解した上で、生活上のニーズの把握に努めます。特に、一日の街の様子の変化、季節・一年を通しての変化、過去からの変化など、生活者にとって当たり前のことを、職員も理解し体感する必要があります。年間カレンダーを地域全体と地域の自治会・町内会ごとに把握し、区域の活動の中で鶴見中央地区・豊岡地区との関わりが深いものについても把握し、整理します。

地域の情報

(1) 情報収集の方法

- ①自然なコミュニケーションを図ります。
- ②アンケート調査・ヒアリング調査の実施
- ③地域ケア会議、協議体、自治会・町内会の会合、老人クラブの集まりの場への参加

(2) 情報の整理の方法

- ①エリア全体の情報を整理する
- ②単位町内会ごとに情報を整理する
- ③民生委員の担当地域ごとの情報整理
- ④集合住宅ごとの情報整理。

(3) 情報分析の手法

すでに地域にある住民同士の助け合い、地域の商業施設(店舗の人)から住民へのサービスを、交流、居場所、見守り・つながり、日常的家事、ちょっとした手助け、健康、外出、家計・金銭管理、移動、不安解消、という10の視点から分類します。

コミュニケーション・アンケート・ヒアリングでニーズとして上がってきた情報も、同様の10の視点から分類します。ニーズと、すでにある資源のマッチングを行い、まず、地域資源を活用すれば対応できるようになるニーズなのか、それとも民間業者が対応するニーズなのか、そもそも不足している又は存在していないサービスなのか、を検討します。

高齢者の困りごと、表出・把握された事柄が、高齢者自身の気づきに基づくものなのか、支援側が感じているものなのか、地域のリーダー的な人が感じているニーズなのか等、どのような視座から出されたものなのかに基づき分類・分析します。それにより、地域を共通基盤として組織的に取り組むべき課題なのか、個人の支出により賄うべきものなのか、新たに資金投入しなければ解決できない類のものなのか等、分析し、課題への取り組み方法の方向を決定します。

地域の方が、現役時代の能力や、趣味や特技を生かして活動できる場が、既に存在しているのかを検討します。その際に、地域のボランティア希望の方のプロファイルを、インタビューを通してお聞きして、既にある資源につなげるもしくはその資源を発展させることでいいのか、それとも新たな資源開発をすることによって、その方が輝ける場をもてるのか、分析します。

高齢者のニーズとして把握した個々の案件について、同様のニーズを持つ方が、どの程度の頻度で、どこにいらっしゃるのか、という観点で地図上に展開します。地図上のそれぞれの点が駅、道路、バス停などという位置関係にあるのか、また集合住宅か戸建てなのかといった情報にも着目します。将来的に増大する可能性のあるニーズなのかについて、地区概況シートや地域特性、行政データなどをもとに分析し、予測し整理します。これに加えて、地域で居場所作りを開催したいというニーズに応え、立ち上げを支援していきます。

以上、それぞれのニーズについて、共通のフォーマットの課題分析シート上に表記することで、地域ケアプラザ全職員にも、ともに取り組む地域の方にも見える化を図ります。見える化したものは、地域内の懇談会などの場で活用していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握と分析

(1) 自治会・町内会に関連する社会資源

単位自治会・町内会ごとに行われている独居高齢者への見守り・声かけの活動、地区社協による高齢者昼食会などの取り組みはすでに居場所と安否確認の場であり、企画側も高齢化しながらもボランティア精神に基づき活動できる社会資源となっています。

地区社協と協力して地域ケアプラザも後方支援させていただき、活動状況を把握します。鶴見中央地区独自のホームページが立ち上がり、協働していきながら、その活用を地域の様々な団体へ拡散し、地域の情報発信と共有を様々な住民、世代へと活動の周知へ繋げていきます。また、各自治会・町内会は、それぞれに老人クラブを有し、定期的な茶話会・食事会等と、旅行、屋外活動等を行っています。それぞれの集まりに介護予防等の情報提供をしつつ参加させていただき、開催頻度やどのような内容が実施されているのかを把握します。

各自治会・町内会と情報交換会や座談会、茶話会を行い、加入率、参加率などを把握し、活動満足度などの分析を行い、支援が必要な事柄について把握します。

(2) 趣味や地縁的近さに由来する社会資源

地域ケアプラザの登録用団体の活動について確認し、Ayamu(地域活動・サービスデータベースシステム)に情報をまとめます。また、サイト活用を促すため、ホームページとケアプラザニュースに掲載していきます。

(3) NPO 法人

団体内閣府 NPO 法人ポータルサイト、および横浜市のサイトから横浜市所管の NPO 法人の検索を行い、担当地域での活動が行われているか調査を行います。地理的および内容的につながれそうな NPO 法人の所在を確認し、実際にどのような活動をしているのか、実地に訪問し、活動内容について確認を行います。また、高齢者への生活支援を行う場で連携していけるかの可能性を探るために、活動しているメンバー、活動を展開していく方向性についても確認を行います。地域の NPO 法人の方の場合、活動の場面に出席し、実際に話をする機会を持ちます。それらの活動を通してニーズ把握と状況分析を行います。

(4) ボランティアグループ

区内・市内の地域ケアプラザを利用して活動しているボランティアグループについて、鶴見区地域コーディネーター連絡会、横浜市地域交流研究会での情報交換を活用し活動状況把握を行います。鶴見区社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている団体について、ボランティアセンターから情報をもらい、生活支援の担い手となる活動をしている団体を把握します。近隣福祉施設でのボランティア団体の活動について、福祉施設との交流を通して把握し、ニーズ充足状況について分析します。福祉施設でのボランティア活動は、元気な高齢者の社会参加や活動の機会を広げることにもなるので、人と人とのネットワークに着目して支援します。地域ケアプラザにもボランティア活動できる場を作り、例えばシルバーポイントが得られるような活動を検討します。

(5) 当事者団体および家族のための団体

地域包括支援センターが主催になり、介護者の集い（アマリスの会）を毎月定期的の実施しており、介護者同士の居場所作りになっている。



介護者のつどい(アマリスの会)

(6) 介護保険事業者による保険外サービスならびにサロン活動等

介護保険外サービスを行う介護保険事業者について、情報把握を行い、どの程度のサービスが期待できるのか、直接話を聞いて状況把握します。そのほかに、つばさねっとのような介護保険事業者団体の集まりの場も利用して情報収集に努めます。

(7) 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービス B)

生活支援コーディネーターと地域包括支援センター3 職種が連携し、情報把握を行い、新たな立ち上げの支援を行います。現在つみれカフェ(通所型) がなくなり、たすけあいエプロン(訪問型) のみの存在となってしまう現状を打開するため、区社会福祉協議会等と連携し新たな立ち上げ支援に力を入れていきます。

(8) 医療系事業者が行う活動

病院や訪問看護ステーションにおいて実施されている介護予防のための居場所・サロン活動について個別に情報収集を行います。対象エリア外にあっても地域の方の通院が多い病院は地域包括支援センターの相談傾向から把握できるので、どの程度の身体状況までなら、高齢者単身でも利用が可能なのか、アセスメントを行います。

(9) 民間企業

配達を伴うもの：郵便、新聞、乳製品、弁当配達業者、配食サービスなど配達を行っている事業者は、実質的に安否確認を行っている社会資源と考えます。地域ケアプラザでの総合相談、自主企画事業での会話、地域の方とお話等を通して、どこが会社が担当地域で配達を行っているのかその都度記録し整理します。また、会社から、地域包括支援センターや併設居宅介護支援事業所に案内がある場合も多いので、その情報も活用します。

上記以外の生活支援サービス：地域ケアプラザへ情報提供のため来所される会社も多くあり、その種類も多いので、各会社から直接、提供できるサービスや提供エリアに関する情報を得ます。商業施設であるリコパのコミュニティスペースを活用したイベントの実施も考えて行きます。生活に関連するいろいろな情報は、すぐに提示できるようにファイリングを行い、実際に高齢者本人・親族・ケアマネジャー・から問い合わせがあった時に地域情報として提示します。そして、そのサービスに対する興味はどの程度のものか、実際に選択する人はいるのか、を追跡調査して、サービスの適正、マッチング度合いなどを分析します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域で暮らす高齢者の方が住み慣れたこの地で様々な地域のつながりや信頼関係の中で、出来るだけ長く、地域で暮らす高齢者の方が住み慣れたこの地で様々な地域のつながりや信頼関係の中で、できるだけ長く安心して、生活が続けられるような仕組みづくりを目指して、協議体の設置・運営をしていきます。目標として、地域住民が自ら主体的に協議体を設置し、そこから地域支援・高齢者生活支援などの活動を行う団体を創出できるように支援します。

継続中およびこれから考えられる協議の場（協議体）について

(1) 鶴見中央地区でのあいねっと活動推進にかかわる協議体

地区社協の活動の周知と継続、老人クラブ加入率の向上、地域で行われている活動の周知などあいねっとにかかわる活動を盛り上げるための協議体を定期的に、地域ケアプラザもしくは区役所にて開催します。協議体として、毎月、広報誌を発行すること、買い物支援として移動販売を継続すること、子どもへの支援や地域行事を広報すること等を行います。

(2) 包括レベル地域ケア会議を利用したの地域課題を考える協議体

包括レベル地域ケア会議の場を活用して、次のような協議体に取り組みます。

①地域住民として鶴見中央地区民生委員と老人クラブ友愛活動員を迎えて、ケアマネジャー、訪問介護、訪問看護など居宅介護支援にかかわる人との意見交換会を行います。

②鶴見駅周辺の担当民生委員とケアマネジャー、医療関係者、さらにその時々状況に合わせた参加者を迎えて、近況や支援をしていて課題と感ずることについて意見交換する場を設けます。

(3) 生活支援・介護予防サービスを行う地域住民が参画する協議体

①現在ある生活支援サービスの継続のために、見守りを兼ねた訪問を行って、地域で草むしり・庭木の剪定などの生活支援サービスを行っている住民が参加する協議体を継続します。活動の要望を受け付けることと、担い手を増やすことを目指して広報します。受け付けられる生活支援サービスの種類を増やすためにも参加人員を増やします。

②現在、サロン活動を行っている住民が参加する協議体を継続します。サロンに参加する人を増やし、活動している住民がやりがいを感じることができるよう支援します。

③鶴見中央地区エリアには、共助の精神を持った方が多くいらっしゃるの、その方が現在行っていることから、地域住民に対する新たなサービスを創出するための協議体を設置します。

(4) 地域内での接点の薄い元気な方が参画する新たな協議体

高齢者による相互支援社会の創出など地域での生き方や長寿社会実現に興味がある方を募り新たな協議体の設置を行います。広報の方法としては、従来の広報誌による案内に加え、高齢者相互支援に関する講座や座談会を開催する、ブログやLINEを用いた情報発信を行うなどします。そこから、今まで地域との接点の薄いものの、社会の方向性や高齢期の過ごし方への関心が高い方を探しだし、協議体メンバーとなってもらうことで、新たな居場所と新たな活動を創出に取り組みます

協議体の参加者について

地域の実情と協議体で話し合われる内容に合わせ参加者を検討します。メンバーとしては、次のような方々を想定しています。地縁組織でご活躍の方々、地域の関係団体、地域住民で共助にかかわる活動をしている方、地域包括支援センターと関わりの多い方々、地域で生活支援サービス等を提供する事業者等などに参加をお願いします。

協議の場（協議体）を設置・運営する方法

協議体の場では、次のような基本事項を踏まえたうえで、目指すべき地域像を共有します。

①助け合い活動を創出するにあたり、関係者が目指す地域像を共通の目標としてイメージできるものとする。（規範的統合）

②目指す地域の具体像は、幅（助け合いの量）、深さ（助け合いの質）、参加する関係者の広がりや、関係者の意識の進化に伴って成熟していきます。（変動・進化性）

(1) 目指す地域像の共有方法

①可視化による方法

地域で活動する団体、および協議体に参加する地域の方から参加者を募り地図上に地域の支え合いに関係する情報を示すマップ(地域の支え合いマップ)をつくります。鶴見中央地区・豊岡地区での自治会・町内会での地域活動の充足状況の把握と地域ニーズについて共有する機会を設けます。

② 行政・鶴見区社会福祉協議会との共有

情報や課題を地域ケアプラザ内だけでなく地区別支援チームが集まる鶴見あいねっと、区・包括連絡会等で共有を行っていきます。共有された情報から優先すべき課題がなにかを考え、さらに各協議体へフィードバックする役割を地域ケアプラザが担えるようにします。

③より広く伝える地域像

地域行事や老人クラブのサロン、地域ケアプラザの自主企画事業、地域サロンに参加している高齢者の方に生活の様子や生活の中での困りごとについてアンケート調査やヒアリング調査を行います。結果については、協議体の場でも共有し、さらにそれぞれのご協力いただいた方がいらっしゃる場でフィードバックし、共有します。

④住民座談会形式による情報共有

地域住民の方々と、分析して見えてきた情報や課題について話し合っていく住民座談会形式の会議を定期的に開催し、共有を図ります。地域で活動している活動団体やNPOの方も座談会にお招きして、情報交換を行い、その場において情報の共有を図ります。関係者のネットワーク化を進展させます。座談会が継続につながりそうであれば、協議体化していきます。

生活支援の担い手の養成やサービスの開発につながる協議体運営

協議体の場で、現在の活動の継続に関することに加え、地域課題を共有することから生活支援や居場所や高齢者自身の活躍のために、どのような資源が必要なのが見えてくると考えます。サービス開発を新たに開発するためにも、興味のある方を広報により募集します。また、担い手を養成するために、説明会、勉強会、講座なども開催し、互いに話をする機会をつくり、顔の見える関係を作ります。互いに話をし合ふことで、仲間を増やし、新たな組織を作っていきます。

また、協議体が、担い手支援活動の機能を持てるようにします。そのために、広報の方法を話し合ったり、協議体として広報誌を発行したり、子どもや若い人と一緒に楽しめるようなイベントに協議体メンバーが参加できる機会を作り、地域全体に協議体の存在を知っていただけるような機会を創出します。町会長会議など町の重鎮が集う場においても課題を共有し、各町での情報を持ち帰り、課題の共有をさらに幅広い層への共有、周知を図り、町全体での課題解決へと繋げ、他人ごとにならない街づくりとしての発展を遂げていきます。

団体を立ち上げる支援

住民が主体的に団体を立ち上げる場合に、補助金の申請や活動・ボランティアに保険をかける必要が出てきます。それらの場合に、申請先に関する情報提供、書式記入の支援、保険の案内などを行っていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高齢者のニーズと社会資源のマッチングを行っていくにあたり、定期的なニーズ調査と、口コミによる対象者発見のプロセスを大切にしながら取り組みます。高齢者のニーズはその年齢やまわりの住環境、公共交通の状況によって徐々に変化するので、それに対応できるマッチングを行います。社会資源に関する情報は、最新の状態を地域ケアプラザに蓄積し、民間の資源についても信頼性の高い状態で保存するようデータ更新を定期的に行います。

①Ayamu(地域活動・サービスデータベースシステム)、ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを活用したマッチング地域の活動に関する情報を集めたヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを定期的に更新します。地域の方に向けて、ナビの活用方法に関する講座を行い、自分で検索できる方を増やすようにします。

②地域ケアプラザが窓口となり、サービス依頼のマッチングを行います。地域ケアプラザが窓口となる場合には、メール等 SNS を活用した受付、ブログを利用したサービス紹介、地域情報誌との連携によるサービス紹介を行うよう準備を進めます。

③地域にあるサービスを利用し、介護保険サービスだけではカバーできない範囲の高齢者ニーズを満たせるように、地域で活躍しているケアマネジャーに地域の社会資源情報を提供します。

④鶴見中央地区エリアにある協議体のメンバーそれぞれが、ご自身の地域での人的ネットワークをとおして地域資源を紹介できるように、地域資源マップ/地域資源リストを作り、活用していただきます。住民の方が主体的に地域づくりに取り組めるように、マッチングのプロセスについても、生活支援コーディネーターが関わりつつも、主体的に地域の方が活躍できるような環境を整えます。

⑤移動販売車のように、地域の中にサービス提供ポイントとなる場所を設定し、対象者に広報しマッチングを行う場合には、自治会・町内会との連携した取り組みが欠かせません。自治会・町内会の会長ならびに実務面で重要な役割を担っていらっしゃる方々と協議し、フレイル状態の高齢者でも利用でき、安全に過ごせる場所を設定します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の身近な相談窓口として

地域ケアプラザが、「地域の一番身近な相談先として、誰にでも開かれ、足を運びやすい場所」となるように、相談対応を行います。地域包括支援センター3 職種は介護保険法とその他の社会福祉関連法規の改正情報を定期的に確認する機会をもちます。万が一 3 職種が不在の場合にも、必要事項を記入できる相談票を準備し、相談受付を行える準備をしています。

また、相談者の状況に合わせ時間帯、場所を設定するなど、臨機応変な相談対応を行い、訪問による相談も行います。緊急性が高い虐待対応や生命に関わるような場合には、即時対応のため、地域ケアプラザ職員全員で協力し、行政、関係機関への連絡をおこない、必要に応じて、救急、病院、警察などの機関に連絡を入れます。初期の相談対応に引き続き介護保険事業者が関わりを開始し、さらに対応が必要な場合には、民生委員、介護保険サービス事業所、居宅介護支援事業所等の関係者からの情報提供、サービス担当者会議、カンファレンスの実施により課題を明確化して、個別支援を継続的に関わり続けていきます。

出張相談

地域ケアプラザまで来ることのできない方のために、地域の自治会・町内会館、マンションの一室等をお借りして地域へ出張相談会を実施します。ケアプラザや出張相談会に直接来られない方は、個別訪問による対応を行います。

実態把握訪問の実施

民生委員など地域の方、ケアマネジャー、医療機関等から相談があった方の状況を把握するために、訪問による状況把握を行います。各人が抱えるケースについて相談対応を行い、必要な支援を行います。また、地域の老人クラブ、カフェなどに訪問し、地域の方から困りごとを伺ったり、民生委員の戸別訪問に同行対応します。情報共有が必要なケースについては、区役所の職員に同行し訪問します。

また、相談傾向を分析できるデータシステムを有効活用していき、町内別、年齢別にどのような相談内容が多いかを分析していきます。

地域ネットワークの活用

民生委員・児童委員協議会定例会に必ず職員が参加し、情報交換と情報共有を行い、共通課題を継続的に確認します。民生委員が対応に苦慮している案件について、地域包括支援センターとして3 職種が協働して対応していきます。

民生委員とケアマネジャーの連絡会を企画し、医療関係の方にも参加していただき、医療と介護と地域の連携を図り、顔の見える関係を作り、協働して相談ケースに対応します。

個別および包括レベルの地域ケア会議を通じて把握できた地域の情報をもとに、会議参加者や地域から要望のあった講座を企画し、さらにその場で参加者同士の懇談から地域の情報を把握できるように努めます。

鶴見中央地区・豊岡地区は、地域住民同士の共助関係が構築されている場合も多くあるので、すでにあるつながりを大切にしながら、それを活かす形での懇談会・会合を企画して、相談につながりやすい環境を強化します。懇談等の場に、担当地域に関係の深い専門職、行政の地区担当の方にも参加していただくことで「顔の見える関係づくり」を行い、エリア全体の相談力と対応力が高まるようにします。

複合的な課題への対応

地域包括支援センターへの介護に関する相談から、多様な課題が浮かび上がることがあります。家族・介護者への支援には、就労支援や家計のやりくりも含まれる場合があります。生活困窮者支援制度、生活保護、就労支援、精神障がいを含めた障がい者福祉に関連した課題、同居親族（場合により未成年）の過剰な介護負担、長く社会とのつながりを断っている、などの介護保険制度以外で対応する課題が明らかになる場合が想定されます。複合課題対応においては、連携先が多くなる場合もあり、行政や他機関とも連絡を取り合う必要があります。支援会議への参加やカンファレンス等を企画・実施するなど、相談として寄せられた内容をさらに多角的に理解し て、対応していきます。

職員内での情報共有

相談支援に関する情報については職員間で朝のミーティング、定期的に職員会議を実施し共有します。相談があった方の個別データは、セキュリティ対策済の介護ソフトを利用し経過 記録を集積することで、経過と対応履歴を職員が共有できるようにします。

総合相談事業の目指す方向性

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターが十分に中核的な機能を発揮できるように関連法規の研修に参加し知識を向上させることで、相談対応力を強化していきます。合わせて関係する機関・団体との連携や交流を図っていきます。

介護保険サービスだけでなく、地域のボランティア・健康増進に役立つ活動、民間によるサービスなども相談者や当事者が幅広い選択を自ら行えるように、民間サービスや、個々のサービスの情報について収集し常に新しい情報を提供します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の理解の促進～横浜市チームオレンジの取組推進～

認知症の正しい理解を促進するために、介護予防（フレイル予防・認知症予防）に関する講座や自主企画事業を行い、認知症についての情報提供を行います。地域の方が高い関心を示す「認知症予防」に関する話題から、実際に困難を抱えた際の助言まで総合的にアプローチします。地域で関わりを持つことで本人の生活の質を上げ、住み慣れた地域や自宅で暮らしを継続できることを伝えます。また、認知症初期集中支援チームに関係する医療機関や認知症介護を専門に行う機関にも協力をお願いします。

また、チームオレンジの取組として、商店街等の身近な場所にて、認知症理解啓発のイベント活動を実施していきます。その結果、認知症理解の裾野を若い世代にも広げていきます。理解を広めていきながら、認知症当事者が行いたい事を聞ける場づくり（認知症本人ミーティング）を開催していきます。その結果を受けて、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、共生できるまちづくりを鶴見中央地区・豊岡地区でも目指していきます。



チームオレンジ
(認知症普及啓発・映画観賞会)



チームオレンジ
(認知症普及啓発・映画観賞会)

認知症の早期発見・早期対応

区役所から案内のある認知症健診(もの忘れ健診)に関する情報を提供し、早期の受診を促します。認知症初期集中支援チーム(特に医療機関)と連携しながら、認知症の症状で悩んでいるが介入する事を拒む家庭へのアプローチ方法を取り組んでいきます。

また、疾病を原因として認知機能が低下する場合もあるので、認知症に関する正しい知識の啓発講座や医療機関の方による認知症サポーター養成講座を実施し啓発を図ります。

日頃から地域ケアプラザに来所される方への広報や老人クラブ、認知症カフェ(豊岡ふらっとカフェ)へ出向いて行う啓発活動を通して、「何かちょっと気になるな」と感じたご本人が気軽に地域ケアプラザ職員に声をかけて相談できて、自発的に検査を受けるよう、抵抗感を低減させるための取り組みを行います。地域の医療機関の相談室の協力を得て行います。

本人を取り巻く人々の気づきを受け止める体制としては、ご家族からの相談窓口への相談に加え、日頃より民生委員・児童委員協議会の方々、ケアマネジャーなど介護保険事業者の方々と連絡会を通して顔の見える関係を気付き、気軽に相談していただける体制を整えます。

『わになるネット(SOS ネットワーク)』と家族支援

SOS ネットワークの取り組みを、自主企画事業や出張講座の参加者、ケアプラザに来館される方へなど広報をおこない、取り組みを周知していきます。ケアプラザの担当地区ではケアマネジャーからの依頼が多くあります。区や他のケアプラザと協力してSOS 発信テストを行い、何時でも対応できるように備えます。また、SOS ネットワークへの登録や情報確認の機会を活かし、認知症の方と暮らすご家族との関わりを継続的に持ち、困りごとやご家族の介護負担軽減に努めます。

認知症サポーター養成講座開催と認知症キャラバンメイト育成と活動支援

認知症サポーター養成講座開催のご要望に、地域ケアプラザ全職種で対応します。講座を受講する対象者としては地域の方に加え、金融機関、企業や商店街、学校、警察など幅広く広報を行います。人数の多少にかかわらず希望に応じて対応していきます。自主企画事業でも一般の認知症サポーター養成講座に加え、子ども向け講座も企画します。子ども向け企画に関しては、ガールズスカウトや子ども食堂参加者が参加しやすい日程や内容を調整します。講座開催にあたっては、キャラバンメイトの活動機会を創出するため連絡会を開催し講師依頼などを行います。キャラバンメイトが地域で活動できるよう、メイトスタッフや認知症カフェ活動団体等と連携を取り、活動の支援を行います。



認知症サポーター養成講座
(スーパー職員研修)



キャラバンメイト連絡会

認知症になっても住み慣れた町で生活し続けるための居場所づくり～豊岡ふらっとカフェ～

認知症の本人・家族・介護者の方たちが、地域から孤立することなく、これまでの地域でのつながりの中で安心して過ごせるような認知症カフェ（豊岡ふらっとカフェ）を継続的に実施していきながら、本人、家族の居場所づくりを行っていきます。こちらの居場所を通して、孤立感の解消や様々な専門職（介護・薬局）とつながりをもち、ケアプラザに来所が難しい方の相談ハードルを下げることに繋がっています。



豊岡ふらっとカフェ（相談コーナー）



豊岡ふらっとカフェ（感染症対策）

若年認知症の方への対応

若年認知症の方からの相談については、横浜市健康福祉局が発行するパンフレットを活用し相談先の案内や障害年金等の関連制度に関する説明を行います。横浜市若年性認知症コーディネーターとも連携を行い、ケースへの同行支援等連携していきます。合わせて、既存の本人及び家族が集える場所の活用に加え、地域や地域ケアプラザにおける新たな居場所の設置についても、関係機関と協議を重ね、実現に向けて取り組んでまいります。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

当該エリアにおいては、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれます。これに対応するため、高齢化に伴う認知症予防の推進に加え、判断能力が低下した場合でも周囲からの支援を受けながら住み慣れた地域で生活を継続できる環境整備が必要です。合わせて、高齢者の人権及び財産権を保護する観点から成年後見制度の利用促進、消費詐欺防止、虐待防止及び虐待事例への適切な対応に取り組んでいきます。

成年後見制度の理解と利用促進

成年後見制度利用に関連する相談があった場合に、相談者に対して、速やかかつ分かりやすい説明を行い、制度利用を検討する情報を提供します。その際、横浜市社会福祉協議会が発行する標準案内書を常備するとともに、第三者後見を担う各種専門職会（弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会）が発行する案内書や、法人後見を実施している団体に関する情報提供パンフレットを備え、必要に応じて説明を行います。加えて家庭裁判所への申し立てに必要な書類一式及び記入例を相談室に常設し制度の概要、後見類型、必要書類、申立て要する費用、手続き完了までのおおよその期間等を案内します。なお成年後見制度が適当でない場合には日常生活自立支援事業（あんしんセンター）の活用を検討し、鶴見区社会福祉協議会のあんしんセンター担当職員と連携して支援を行います。

ケアマネジャー等の支援者から金銭に管理に関する相談を受けた場合には、当事者・親族の意向を確認の上、必要な支援を開始します。支援者に対しては制度理解を目的とした講座や勉強会を実施し、区役所主催の講演会においてはサテライト会場の設置等を行います。

基幹相談センターとは成年後見制度や見守りに関連する共催事業の企画を進め（親なき後）。金銭管理と身上保護の課題に協働で取り組みます。また、成年後見制度利用促進事業の一環である権利擁護支援ネットワーク（サポートネット）に積極的参画し市民後見への支援も行います。区長申し立てが必要になる事案については、館内での検討と並行して速やかに区役所と連携し対応します。

高齢者虐待防止に関して

高齢者虐待の防止には、早期発見早期対応が重要と考え、発見ルートの確保を行います。発見ルートとしては、地域の民生委員、隣人、ケアマネジャー、デイサービス、ヘルパー、病院等が主なものと考えられるため、これらの関係者とは日頃より顔の見える関係を築きます。また、特に関わりが多く、虐待に関する相談が多い民生委員、ケアマネジャーに向けては、高齢者虐待防止研修、ケース検討のグループワークなどの機会を提供します。虐待ケース相談の初動対応では、区役所に必ず情報を伝え、区の地区担当に協力するとともに継続的に情報共有を行います。虐待に至ってはいないが、リスクが高いと懸念される場合には、ケアマネジャー同行訪問、継続的モニタリングを行い、状況把握を行います。家族などの介護疲れが原因と思われる場合には、ケアプランの相談、介護者の集いへの参加などで介護者が一人で事態を抱え込んでしまわないように支援します。セルフネグレクト状態のご相談が地域の方から寄せられた場合は、区・包括連絡会の場で情報共有し、場合によっては認知症初期集中支援チームの関わりを検討します。

虐待を行っている方に対する支援

寿命が延びていることにより直系親族がすでに死亡して配偶者のみならず孫子が不在となっているケース、子世代が不況等の事情により就労できていないケース、親族が不在で近隣の人が日常の世話をし金銭管理も行っているケースが散見されます。このような介護の環境で虐待が起こる場合には、虐待者本人も難しい生活環境に置かれている場合が考えられるため、状況等をよく考慮し、区役所の高齢・障害支援課ならびに生活支援課とも連携をとり、支援チームとして虐待者や被虐待者それぞれに別々の支援者が関わり、問題状況の全体像がわかるように虐待者とも関係性を構築できるように関わっていきます。

消費者被害防止に対して

地域住民と協力し、消費者被害防止啓発の自主企画事業を協働で行います。消費者被害や振り込み詐欺に関する情報が警察や消費生活相談センターなどから発信された場合は、館内に被害状況の掲示を行います。消費生活相談センターの情報や消費者庁からのお知らせや公的機関から発信されている情報を常にチェックし、相談対応の際には適切な対応で適切な窓口につながるように情報更新していきます。

権利侵害未然防止に関して

本人ができる権利侵害の未然防止策ならびに自分らしい人生を送るための準備、権利侵害されない生活を送るためには、本人がSOSを出せることと、意思決定できる状態のときに（病気になる前に）自分の意志を示しておくことが大切であると考えます。そこで、地域ケアプラザの職員のみならず、地域の皆さん自身が、様々な準備や知識を増やすことができるよう取組を行います。

(1) 『わになるノート(鶴見区版エンディングノート)』普及啓発

終末期を迎える準備として、本人の自己決定支援として、わになるノートの普及啓発に力を入れています。具体的には、自主企画事業や、出張講座を通して、エンディングノート書き方講座を行い、考えられる生活上のリスクについても伝えていきます。

(2) ACPの考え方をもとにした「もしも手帳」の普及啓発

もしものときにどのような医療やケアを望むのか、前もって、家族や信頼できる人と繰り返し話し合い、共有する「人生会議(ACP)」の考え方を伝える自主企画事業や、出張講座を通して、「もしも手帳」の配布と啓発を行います。

(3) 権利侵害のリスク要因を減らす工夫

過去に権利侵害が起きた背景には、過剰な介護負担、経済的困窮、介護者の孤立もしくは密室化した濃密な人間関係などがありました。そのために、隠れた支援の求めを気付くために、近隣住民同士の相談しあえる関係を大切に、地域の中で支援する立場にある方に向けて介護負担軽減のための講座、活用可能な社会保障制度に関する講座や勉強会などを開催します。さらに、経済的な原因による場合には、生活支援課との連携による対応を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ご利用者のご家族、医療・介護専門職やインフォーマルサービス従事者、公的機関を含むあらゆる支援者の身近に寄り添い、生活上の課題や、喜び、楽しみ、悲しみ、苦しみをともに分かち合い、理解して心身両面にわたって支えるケアマネジャーを展開の要と考え、すべてのケアマネジャーが最も効果ある居宅介護支援業務を実践できるよう、一人ひとりのケアマネジャーの個性に合わせた支援を、よこはまポジティブエイジング計画ならびに国、神奈川県、横浜市の示す指針、手引き、ガイドライン等に則って、以下の通り展開していきます。

①ケアマネジャー支援にあたっては一人ひとりのケアマネジャーとの信頼関係構築が最も重要であると考えます。信頼関係構築のために、鶴見事業者連絡会つばさねっとなどケアマネジャーの参加する研修会、交流会、意見交換会等各種会合に参加します、また、担当地域の居宅介護支援事業所に対して適宜、訪問面接をおこなうことにより、顔の見える関係づくり、相談しやすい環境づくりを行います。

②ケアマネジャーからの相談を来館、電話、Fax、メール、事業所訪問によって受けられる体制を整え、何時でもケアマネジャーに対して助言、支援できるようにします。地域包括支援センター3職種だけではなく地域交流部門であっても相談が受けられるよう、コミュニケーションスキル、相談技術を担保し、地域包括支援センターに情報を集約し、相談内容により、最も専門性の高い職員によって適切な助言が速やかにできるようにします。

③『鶴見事業者連絡会つばさねっと』主催研修など、ケアマネジャー対象の連絡会、研修会に対する参加協力、企画や運営への補助・助言、個別のケアマネジャーへの参加呼びかけをおこなうなど、研修会、連絡会がより効果的なものと出来るよう後方支援を行います。研修会や連絡会へのケアマネジャーの参加率が向上し、多数の参加者のもと連絡会において活発な意見・情報交換がなされることで一人ひとりのケアマネジャーの質の向上が期待できます。

④ケアマネジャーに対する主催研修を行います。担当地域の居宅介護支援事業所ケアマネジャーおよび担当地域で活動されるケアマネジャーを対象に年間12回程度の研修会、連絡会等を開催します。うち年1回以上、担当地域にある病院と協働し、医療・介護連携を深めるための医療・介護関係者合同の連絡会とします。また年1回以上、民生委員との合同連絡会を連合町会ごとに開催します。

⑤新任ケアマネジャーに対しては、随時の事業所訪問と面接、電話相談によって業務上の課題、困りごとを把握し、助言、指導を行う他、地域包括支援センターや区、つばさねっと、在宅医療連携拠点等の主催する各種研修会、連絡会への参加呼びかけと情報提供、法定研修会や集団指導に関する情報提供など、ケアマネジャー業務、居宅介護支援事業所の運営上必要な助言、指導、情報提供を行っていきます。また、区内各地域包括支援センターと連携して、基礎的なケアマネジメント知識、技術に関する研修を行います。支援状況については保険者と共有し、すべての居宅介護支援事業所に対して適切な支援、指導が連携してできるようにします。



在宅医療・介護連携推進事業

今後ますます増加が予想される医療依存度の高い方の在宅生活を支え、最期まで自宅で過ごすことを希望される方が住み慣れた自宅で必要な医療や介護を切れ目なく受けながら生活し続けられるよう、横浜市や神奈川県、国の方針に沿って、以下の通り展開していきます。

①鶴見区在宅医療連携拠点および鶴見区在宅医療連携拠点の行う「在宅ケアネットワーク」事業に対する参加協力、企画や運営への補助、助言、個別のケアマネジャーに対する参加呼びかけ、『つばさねっと』との連携支援を行うことで、医療・介護連携を推進します。

②区内各地域包括支援センター、鶴見区在宅医療連携拠点さわやか相談室、鶴見区歯科医師会つるつるお口の相談室との協働により、年1回、区内の医療機関の一覧を作製し、区内で活動するケアマネジャー、介護事業所に配布します。医療機関ごとのケアマネジャーからの最適な連絡方法、往診や訪問診療の有無などの情報を集約し、ケアマネジャーと医療機関との連携を促進します。

③区内各地域包括支援センターとの協働により、区全域のケアマネジャーおよび区全域と近隣区・市の医療機関在宅連携担当者を対象とした連絡会を年1回主催します。

また、区全域、近隣区・市の医療機関在宅連携部門の連絡先、連絡方法等を集約し、ケアマネジャーに一覧として配布し、ケアマネジャーと医療機関との連携を促進します。

④担当地域の病院と協働し年1回、ケアマネジャー、介護事業者、医療機関を対象とした連絡会を開催します。講演や研修、意見・情報交換を通じて双方の役割、業務の内容や考え方などの相互理解を促すことで、ケアマネジャー、介護事業者、医療機関の連携を促進します。

医療専門職、福祉・介護専門職それぞれが専門性を発揮し、必要とされる一人ひとりに対して、より質の高い個別ケアを提供することを可能とするために、医療専門職・福祉介護専門職の相互理解を促し、相互の専門性を「認め合って」、連携、協働することができ、支援の必要性によってはご利用者を支える機関、事業者が「一体化した」ケアができるための体制づくりをすすめます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域で暮らすすべての人が、地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、自らの意思で自分らしく生きることができるよう、よこはまポジティブエイジング計画に沿って、横浜型地域包括ケアシステムの構築を目指して、区や医療・介護専門職、地域の諸団体と協調しながら以下の通り取り組みます。

①年3回程度の個別レベル地域ケア会議を主催します。ケアマネジャーからの相談、医療機関や地域の支援者からの相談から優先度合いの高いもの、類似事例から他の個別支援に対する参考となり得るかを十分の考慮した事例選定を行い、対象となる方ご本人、ご家族との十分な協議と合意形成の上で開催を決定します。事前、当日の各出席者への趣意説明により、ご本人を中心とした支援ネットワークであることをすべての出席者が理解し、ご本人、ご家族の最大の利益をもたらすことのできる会議運営を行います。

個別課題解決を主目的としながらも、会議を通じて支援者のネットワークを構築することによって対象者を支える強固な力とするほか、地域で支え合う力を高め、地域力の向上を図ります。また、地域課題の発見や、議論の内容によっては地域の資源開発を促し、包括レベル地域ケア会議における議論につなげていきます。

②年3回程度の包括レベル地域ケア会議を主催します。個別レベル地域ケア会議および日常の相談支援によって得られた地域課題を普遍化したうえで、参加者で広く共有し、地域で実際に要援護者支援を行う住民のネットワークを構築するとともに、地域課題を見出し、課題解決に向けた方策を検討します。民生委員、町会関係者、老人クラブ友愛活動員など要援護者支援を行う地域の支援者に参加を呼び掛けるほか、地域で活動するケアマネジャー、医療・介護専門職を招請し、専門的な見地からの助言を依頼します。会議を活用して、地域の主役たる住民自身によって地域課題の発見がなされ、住民自身の意見によって、多くの住民が賛同でき、住民のための地域課題解決と社会資源開発ができるよう、住民自身が創り上げたと誇ることのできる社会資源の整備を目指します。

③区主催の地域ケア会議への参画によって、包括圏域の地域課題を区域で共有し、区域における地域課題の発見、地域づくり、資源開発、政策形成を促します。

④鶴見区地域保健福祉計画との整合性を保ち、連動した取り組みをおこなうため、鶴見・あいねの諸会議において地域ケア会議の報告を行い、地域課題や課題解決に向けた取り組みを共有します。

上記の取り組みを通じて、これまで地域の方々が作りあげてこられた地域の組織や歴史、伝統、文化を大切にしながらも、今後見込まれる高齢者人口の増加や若年層人口の減少によって生じる社会構造の変化、時勢によって変化していく諸問題に即応できるよう、地縁組織、地元企業、医療機関、介護事業所、公的機関など地域のあらゆる組織のかかわりを得た「地域のみんなでつくり上げる地域包括ケアシステム」を推進し、「地域共生社会」の実現を目指します。



地域ケア会議
(認知症の方の意活動場所の検討)



地域ケア会議
(認知症夫妻のゴミ出しについて)

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

人員の確保・育成について

人員の確保については、当法人内に在籍する人材を活かし欠員が生じないよう努めます。また、現職員の継続的な就労・新しい人材の確保の為、職員の仕事と家庭(生活)のバランスをよい状態に維持していけるような働き方を推奨します。職員同士がお互いを尊重し合えるように日頃より職員間のコミュニケーションを大切にします。人材の育成に関しては、各種研修への参加や法人内合同研修等を通じ、それぞれの専門分野の知識・技術を伸ばしていけるようにします。介護支援専門員の資格を持たない職員には資格取得に向けた研修参加への配慮等を行い、資格取得を支援します。また、YMCA 健康福祉専門学校等の社会福祉士育成課程からの実習生受け入れ、近隣看護専門学校・大学からの看護師育成課程からの実習生受け入れを行い、未来の人材育成に取り組みます。

指定居宅介護支援事業者への業務委託について

業務委託を行う際には、ホームページや居宅介護支援事業所一覧等を活用し、それぞれの事業所の特徴を説明した上で、利用者・家族自身が指定居宅介護支援事業者を選定していただけるように支援を行います。業務委託を開始する際にはケアマネジャーと連携し、適切なケアマネジメントが出来るようにサービス担当者会議等に同席し、利用者のご家族、ケアマネジャー双方に寄り添った支援を継続して行います。業務委託を含め、指定居宅介護事業者へつなげた利用者はデータベースを作り、職員間で情報を共有できるようにします。公正中立な立場でサービス事業所、インフォーマルサービス、地域情報等の様々な情報提供を行っていきます。

地域包括支援センター担当利用者について

地域包括支援センター3 職種それぞれが要支援認定の利用者を担当し、計画書の作成やサービス調整などの業務に当たります。様々なサービス事業所の情報をより多く集められるように努めます。要支援認定の利用者の計画書作成時には、自立支援につながるような目標設定が出来るように利用者やご家族に対して丁寧なアセスメントや面談を行います。利用者の歩んできた人生や考え、生きがいを大切に、今後の支援を一緒に考えていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

地域性を踏まえた上で、市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

人と人をつなぐ健康づくり・介護予防の取り組み

高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしく健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、情報発信、提供、講座実施、グループ支援など様々な形での事業展開に取り組めます。

横浜市より委託される介護予防普及強化業務

(1) 地域介護予防活動支援

地域で活動する、保健活動推進員、老人クラブ、ヘルスメイト、サロン、元気づくりステーション等の各々のグループ活動への活動支援を職員と連携し積極的に行っていきます。

元気づくりステーションに参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化を年 1 回体力測定にて実施します。また、通いの場への参加者に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加ポイント事業」（よこはまシニア社会参加アプリ導入）を実施し、通いの場等への参加を促進します。

また、地域住民の代表者にフレイルサポーター養成講座を受講して頂き、地域の会館等で実施して、地域での介護予防活動に取り組んで頂くように活動支援をします。

(2) GoGo 健康！講座について

地域で暮らす高齢者に幅広く介護予防（健康づくり）に関する正しい知識を得て自身の生活、健康状態について関心を持ち「健康寿命」「健康寿命」につながる行動を自ら実践できるよう取り組んでいきます。フレイル（虚弱）総論、ロコモティブシンドローム予防、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防に関する講座を高齢者が「興味を持って参加できるように内容や講師をアレンジし、月に 2～3 回程度実施していきます。リピーターを増やしつつも新しい参加者も取り込めるよう講座に参加して下さった方にはアンケートを実施し、講座を評価していただき、次回の内容に活かしていきます。

講座実施の周知方法としては、館内のチラシ掲載、来館者や講座参加者への直接の声掛け、ケアプラザニュースへの掲載をします。加えて地域の掲示板への掲載や自治会、町内会会議での周知を直接役員へお願いし、地域で暮らす高齢者をよく知る民生委員等の力を活かしより多くの高齢者に情報が行き届くよう努めます。



GOGO 健康！講座
(ズンバゴールド ダンス)



GOGO 健康！講座
(音と遊ぼう ハンドベル)

人材育成

介護予防の人材育成として各グループや新しくできるグループで講師として活躍できるようにします。具体的には地域で健康作りや介護予防に資する活動をしている人材を、口コミなどから年齢を問わず発掘し、地域のキーパーソンとなれるよう活動支援していきます。又、育成の観点から専門の講師を招いた講座に参加をしていただく事で講師としてのレベルの底上げをし講師仲間との横のつながりもできるようにしていきます。

各地域での健康サロン・介護予防の取り組みの促進

各自治会、町内会やサロン、高齢者住宅で定期的に集う場において介護予防の知識の習得と実施に取り組めます。季節に合わせた講座や個人でも取り組める運動の紹介をし、仲間と一緒に運動を行う楽しさを実感していただき、又来たいと思ってもらえるようにします。少人数の集まりにも積極的に働きかけをし、高齢者がより足を運びやすい場を増やすことに努めます。



ハイレイズカフェ



常緑ハイツ(夏祭りで脳トレ)

幅広い年代に向けての健康づくり・介護予防の普及啓発

若い世代から健康づくりの必要性について情報を発信していきます。生活習慣病予防の必要性や取り組み方法、喫煙やアルコール問題などの情報発信も実施します。また、健康づくりや介護予防に関心のない層や普段講座等に出向かない層へのアプローチも地域行事やケアプラザ祭り、近隣施設の行事など人が多く集まる機会を活かし、ふと視界に入るような掲示や手に取りやすい場に置くチラシなど設置し、目を向けてもらえるような工夫をしながらアプローチしていきます。

横浜市の元気づくりステーション事業の推進

担当地域にある元気づくりステーションの活動維持と新しく活動する団体の支援を行うため、区の地区担当保健師、生活支援コーディネーターで協力していきます。又、すでに町内などで活動している団体等が元気作りステーションとして飛躍できる方法を模索し、より健康意識が高められ、地域に広がりが出きるような団対となるよう取り組んでいきます。



元気づくりステーション(もみじの会)



元気づくりステーション交流会

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

横浜型地域包括ケアシステムの構築および地域共生社会の実現に向けて、多職種連携ならびに多職種のネットワークづくりは必要不可欠であり、支援を必要とするすべての人に一体的なケアを提供できるためのネットワークであると考えます。ネットワークが構築されることで、一人ひとりに対するケアの質を向上させることができるとともに、地域の問題・課題を捉えやすくなり、ネットワークを構成するすべての人、団体が地域の問題・課題を我が事として丸ごと受け止められるようになり、地域共生社会の実現につながると考えます。そのため、あらゆる社会資源の参画を得てネットワークを広げ、広がったネットワークを維持し続けることが重要と考え、目的を明確にしなが、以下の通りネットワークづくりを行っていきます。

①社会資源につながる活動を企画される個人・団体、地域で活動されるすべての個人・団体・企業・機関、および支援を必要とされる方にとって最も身近な相談窓口として相談支援、助言、情報提供を行い、地域包括ケアシステム構築の上で必要不可欠となる多様な社会資源の整備を進めます。地域ケアプラザがあらゆる相談窓口であることをアピールしていきます。

②地域で活動するすべての団体に対して、要望に応じて活動支援や活動、運営への助言、参画などあらゆる形での協力を行っていきます。支援を希望されない団体に対しては、意思に反して過度な関わりは持ちませんが、活動状況や課題などを把握し、必要な時に必要な助言や支援ができるようにしていきます。

③これらの活動支援や実態把握を通じて集約した情報をもとにして、最も適切な連携のためのネットワークづくりを、区や地区連合会、諸活動団体との綿密な協議の上で企画、立案します。

④集約したあらゆる活動に関する情報をもとに、多種多様な団体による連絡会議を開催し、顔の見える関係を築きます。すべての人に一体的なケアを提供し、さらに地域の諸問題・課題を検討し、解決に導くためのネットワークとします。

以上の取り組みによって地区全体を網羅するネットワークを構築し、横浜型地域包括ケアシステムの構築、そして地域共生社会の実現を目指します。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

居宅介護支援業務について

利用者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるように、利用者の意思を尊重しながらインテーク、面接、アセスメントを行い、心身の状況やご本人の生活している環境に配慮した居宅サービス計画を作成します。

①傾聴、受容、共感の対人援助の基本に忠実に、訪問時間にはゆとりを持って利用者が相談しやすい環境作りを心掛け、信頼関係の構築に努めます。

②利用者の意思を居宅サービス計画に反映させるとともに、行政、医療機関、民生委員と連携、協力を図り常に見直し、調整をして支援します。

③法令を遵守し、公平中立の立場から支援を行い、偏った情報の提供がないように常に情報収集とその信憑性を確認し、利用者の不利益にならないようにします。

④モニタリングを通して利用者の意思が居宅サービス計画に反映されていることを常に確認しながら支援を行い、モニタリングの中で新たなニーズが発生した場合、解決策や目標達成に向けての新たな提案が出来るようにハートページや各介護保険サービス、インフォーマルサービスなどの資料を常に持ち歩き、サービス事業所などの関係機関等に調整が必要な場合は速やかに行います。

⑤個人情報の取り扱いについては、利用者に個人情報使用の同意を得た上で対応し、マニュアルにそって取り扱いを行います。

⑥今後の介護保険制度の IT 化に伴い、情報収集するとともに、研修、講習会に参加し知識、技術を取得できるよう自己研鑽に努めます。

公の施設における事業提供と指定介護予防支援事業者との連携体制について

①地域ケアプラザ内にある居宅介護支援事業所として、地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者)と連携を図り、初回相談から迅速に対応し、速やかに支援が開始できるようにします。

②地域包括支援センターが相談を受けた急を要するケースについて、認定前であっても地域包括支援センター、各サービス事業所との連携を取り、早い対応で利用者が在宅復帰や在宅生活の継続が出来るように支援します。

③要介護から要支援、要支援から要介護への介護度変更の方の支援が途切れることなく提供できるように地域包括支援センターからの委託を受け、その度に担当が変わることなく連続して支援を行います。また給付管理に繋がらないケース相談も積極的に受け、公の施設における事業提供者として常に利用者本位での居宅介護支援を行います。

地域性に沿った居宅介護支援について

①豊富な社会資源を活用して利用者のニーズに合った支援が出来るように、様々な研修に参加し情報収集するとともに、知識を高め自己研鑽に努めます。

②地域の居宅介護支援事業者の連絡会に参加し、事業者間での顔の見える横の関係作りに努め、互いに高め合い協力し合える関係作りの構築に努めます。当エリアでケアマネジャーとして仕事をされている他の事業所の方との情報交換会や勉強会へ積極的に参加します。

③地域の方が気軽に安心して相談できるような関係を作るため、地域行事や会合に参加し、相談を受ける前から地域住民とのつながりづくりに努めます。地域ケアプラザで行われる自主企画事業等、利用者が参加可能なプログラムを提案するなどして、要支援、要介護状態であっても地域で活動できる機会が持てるように支援を行い、個別の利用者の方の週間・月間スケジュールに反映し、重度化防止に効果のあるケアプラン作成を行います。

④インフォーマルサービスリスト等を活用し、地域のインフォーマルサービスの情報収集を行い、介護保険サービス外の要望も補えるように情報提供を行います。

⑤可能な限り住み慣れた地域でご本人らしい暮らしが送れるように、ご本人、ご家族のできること、地域や民間でできること、公的機関で行う支援との間をつなぐ繋ぐパイプ役としての役割を果たします。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザ全体で統一された管理運営をおこなうことで、経費削減に取り組み、効率的な収支による運営ができるように取り組みます。5年間の指定管理期間を通し、より良い運営のため、できる限り継続した人材配置を考えており、人件費の増加が見込まれます。賃金スライド制度を活用しながら以下の方法を中心に支出減に取り組み、安定的な運営を図ります。

- ① 同一業者への発注などによる統一された管理運営により経費削減に努めるとともに、委託契約費の毎年の見直しなどを通して、効率的な運営を行います。
- ② 室温コントロールや、こまめな消灯などにご協力いただきながら水道光熱費を中心に管理費の削減に取り組みます。
- ③ 各物品や備品管理を徹底し、チェックリストを基にともにした定期的な確認と計画的な消耗品購入などを通して事務費の削減に取り組みます。
- ④ 自主企画事業については、一人あたりにかかった費用の考え方を明確にし、受益者負担の考え方に沿って参加費を徴収します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の収支の活用

収支については利用者還元を第一に考え、基本的に収支差の出ない運営、利用者へ還元される形式(人材の育成や設備の更新と充実等を含む)の運営を行います。消耗品の購入においては地域内にある商店での購入に努め、地域還元を図ります。その他備品類の購入、委託業者の選定においては法人の規定に沿い、適正な入札等を実施します。自主企画事業においては、適正な受益者負担を行えるよう、予算を計上することに努めます。また、自主企画事業等の講師については、地域在住の方や縁がある方を積極的に講師とするなど、取り組みます。

運営費等を低額に抑える工夫

日常の経費削減について職員会議などで状況を共有し、職員がコスト意識を高く持てるよう努め、下記の取り組みを行います。

- ① 文房具などの消耗品やコピー用紙などは購入・発注のルールを明白にし(購入者は職員2名程度に固定する、コピー用紙の発注は最後の1箱を開封した職員など)、不必要な物の購入が生じないように工夫を行います。
- ② 節電を意識し、小まめな点灯・消灯を職員が率先して行います。毎月の職員会議で水光熱費の推移情報を共有し職員の意識を向上します。
- ③ 利用者にも節電の協力を依頼し、事務所にてエアコン適正温度を管理し、必要があればお声掛けいただくよう、案内を掲示しています。

- ④無数に届くFAXはデータ保存の状態から印刷が必要なものと不要なものに分け、印刷が不要だが保存が必要なものはPDFで保管を行います。
- ⑤様々な業務で生じた裏紙は、再利用を行い両面使用した物だけを資源物回収に出します。
- ⑥館内利用側にはごみ箱を配置せず、ごみの持ち帰りの協力を利用者に依頼します。
- ⑦事務所側に設置するごみ箱は、燃やすごみ・プラスチック類に分け、事務倉庫内は再生利用がスムーズに行えるように資源物を分類し、活用します。
- ⑧事業に関する書類はFAXや郵送をしていたものをメールや電子データにて送信を行い、紙の使用量を減らすよう取り組みます。

7 自主事業（指定管理事業以外）の実施

自主事業（A型又はB型）の実施について提案がある場合は記載してください。

指定管理者制度運用ガイドライン改正により、新たに実施が可能となった、自主事業（A型及びB型）についても、法人内の別拠点やグループ法人の持つノウハウを活かした独自の事業を展開し、利用促進やサービス向上を図るとともに、魅力的な施設作りを目指します。

事業を企画する際には可能な限り貸館稼働率の低い曜日・時間帯・部屋を利用することとし、対象者も指定管理者の事業では参加が少ない層（50代以下、男性など）をターゲットにするなど、ケアプラザの来館へと繋げていく工夫を行います。

（1）自主事業A型 男性向けヨガ又はフラダンス教室

YMCA 健康教育部のノウハウやケアプラザ運営時に培ったネットワークを活かし、中高年の男性を対象にした運動教室を実施します。時間帯は仕事帰りにも通いやすい夜間を中心に、男性の居場所作りにつながる会を想定しています。

（2）自主事業A型「楽ジム」

健康づくりの一環として、運動や健康づくりの意識は鶴見中央地区の住民も現在の自主事業の介護予防体操をみてもその参加者の人気が高いことは実績として評価できると自負しております。定員超過でキャンセル待ちの対応も含め、新たに「楽ジム」を立ち上げ、実施します。将来的にはトレーニング機材も新たな導入を図り、利用料を獲得できるまでの講座にチャレンジして行きます。

（3）自主事業A型 「ちょいトレ」

シニア世代の運動習慣の意識の高まりと鶴見中央地域ケアプラザの駅近の立地条件の良さを鑑み、参加無料で、出入り自由、申し込み不要の駅前ジム型の空き部屋を活用した自主事業「ちょいトレ」を実施します。

（4）自主事業B型 子ども向けダンス教室

当法人の健康教育部のノウハウを活かし、近隣の子どもの対象にしたダンス教室を実施します。平日夜間や土日の夕方などに、気軽に安心して通うことのできる教室を想定しています。

（5）自主事業B型 販売&cafe

当法人のオルタナティブ部門（発達・教育支援事業）が運営している事業所にて製造しているパンや焼き菓子を、館内フリースペースを活用して販売を行います。また開催時には同スペースで飲料も販売し、その場で飲食が楽しめるカフェとして憩いの場を提供します。



簡易的ジム(楽ジム)



出入り自由な運動(ちょいトレ)